

平成 27 年度

# 学 生 便 覧

広島大学大学院総合科学研究科

Graduate School of Integrated Arts and Sciences

Hiroshima University



## □ 広島大学の理念 □

- 平和を希求する精神
- 新たなる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

## The Five Guiding Principles of Hiroshima University

- **The Pursuit of Peace**
- **The Creation of New Forms of Knowledge**
- **The Nurturing of Well-Rounded Human Beings**
- **Collaboration with the Local, Regional, and International Community**
- **Continuous Self-Development**

## 学 年 曆

区 分	期 間
春 季 休 業	4月 1日～ 4月 7日
前 期 授 業	4月 8日～ 8月10日
夏 季 休 業	8月11日～ 9月30日
後 期 授 業	10月 1日～ 12月25日 1月 6日～ 2月15日
創 立 記 念 日	11月 5日
冬 季 休 業	12月26日～ 翌年1月 5日
学 年 末 休 業	2月16日～ 3月31日

## 授 業 時 間

時 限	時 刻
1	8 : 45 9 : 30
2	9 : 30 10 : 15
3	10 : 30 11 : 15
4	11 : 15 12 : 00
5	12 : 50 13 : 35
6	13 : 35 14 : 20
7	14 : 35 15 : 20
8	15 : 20 16 : 05
9	16 : 20 17 : 05
10	17 : 05 17 : 50

# 目 次

広島大学の理念	
学年暦・授業時間	
総合科学研究科の概要	3
総合科学研究科教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）	4
総合科学研究科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）	4
I 教務関係	
1 広島大学大学院総合科学研究科細則	5
2 リテラシー科目について	18
3 総合科学共同セミナーについて	18
4 大学院共通授業科目等について	19
5 履修手続について	24
6 広島大学学位規則総合科学研究科内規	25
7 総合科学研究科（博士課程前期）履修・研究指導及び学位審査行程表	31
8 総合科学研究科修士論文審査日程等について	32
9 広島大学大学院総合科学研究科修士論文審査並びに最終試験実施要領	33
10 総合科学研究科（博士課程後期）履修・研究指導及び学位審査行程表	34
11 総合科学研究科（博士課程後期）の学位論文審査日程等について	35
12 博士課程後期の早期修了についての申合せ	36
13 広島大学大学院総合科学研究科学位論文等作成要領並びに学位論文の公表について	37
14 博士課程後期修了認定のために行う学位審査（課程博士）に関する申合せ	42
15 広島大学大学院総合科学研究科を単位取得退学した者の学位審査（論文博士）に関する申合せ	43
16 論文提出による学位審査（論文博士）に関する申合せ	44
17 教育職員免許状の取得について	45
18 21世紀科学プロジェクト群について	46
19 文理融合型リサーチマネージャー養成プログラムについて	48
II 関係諸規則等	
1 広島大学通則	51
2 広島大学大学院規則	67
3 広島大学学生交流規則	82
4 広島大学学位規則	86
5 広島大学授業料等免除及び猶予規則	91
6 広島大学長期履修の取扱いに関する細則	95
7 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	96
8 広島大学科目等履修生規則	97
9 広島大学学生表彰規則	99
10 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則	100
11 広島大学学生懲戒指針	101
12 広島大学学生生活に関する規則	105
13 広島大学学生証取扱細則	107
14 広島大学ピア・サポート・ルーム規則	109
15 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	110
16 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について（申合せ）	111
17 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項	114
18 期末試験等における不正行為の取扱いについて	115
19 広島大学研究生規則	116
20 広島大学外国人研究生規則	118
21 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則	121
22 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	125
23 広島大学大学院共通授業科目に関する細則	127
24 学業に関する評価の取扱いについて	130
25 気象警報の発令、公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて	132
26 広島大学大学院総合科学研究科院生研究室使用要領	133
III その他	
・総合科学研究科教員名簿	135
・配置図等	139

# 総合科学研究科の概要

1. 本研究科は、広島大学総合科学部を基盤として、平成18年4月に設立された。本研究科は「総合科学」にもとづく教育と研究を展開する大学院である。「総合科学」は、21世紀の人類社会が直面する複合的課題に取り組むため、個々の専門分野を深化させるとともに、その融合・協同をつうじて未到の知の地平を開拓する科学の方法である。本研究科教育課程は、自己の専門分野を「重点的」に研究して専門的な知識・技能を高めるだけでなく、学際性・総合性・創造性に秀でた「総合科学」の知的技法を身に付け、その成果を、学際的・総合的な観点から客観的に評価しうるジェネラリスト（「重点的ジェネラリスト」と呼ぶ）の養成をめざす。
2. 本研究科は、専門分野を超えた学際的・総合的な学問研究を行うため、「総合科学専攻」の1専攻からなり、「人間科学部門」、「環境科学部門」、「文明科学部門」及び「21世紀科学プロジェクト群」の3部門1群で構成されている積み上げ方式の博士課程で、標準修業年限を前期2年、後期3年とする。

## 総合科学専攻

- 1) 人間科学部門：人間そのものの本質と普遍性を学際的・総合的に理解するために、生命・脳科学、心理学、スポーツ科学、言語学、哲学・倫理学、美学・芸術学などの自然科学的・人文科学的手法を駆使し、「人間とは何か」という課題を追求する。
  - 2) 環境科学部門：自然、社会、物質、情報、生活など、広義の環境を学際的・総合的に理解するために、環境の形成過程の分析とその多角的評価を行い、それを通じて現代社会が抱える複合的リスクを検証し、「環境と人間の共生はいかにあるべきか」の課題を追求する。
  - 3) 文明科学部門：歴史と地域性を背景として「衝突」と「対話」を繰り返す文明の動態を学際的・総合的に理解するために、文明・文化の通時的・共時的諸相を総合科学的手法を用いて解明し、「知的財産をいかに伝えるべきか」という課題を追求する。
  - 4) 21世紀科学プロジェクト群：21世紀の人類社会が直面する複合的課題を具体的に発見・設定し、学際的・総合的にその解決をめざす研究群。到達目標を共有する研究者・学生から編成する。プロジェクトには、「言語と情報研究」、「文明と自然研究」、「リスク研究」、「資源エネルギー研究」及び「ヒロシマ平和学」の5つがある。「ヒロシマ平和学」はその中に3つの研究課題を設けている。
3. 本研究科の教育課程は、部門・領域・分野を超えた共通コア科目とプロジェクト群により、学際的・総合的な修学ができるように編成されている。入学後、学生は、3部門1群のいずれかを重点的な専門教育単位として選択する。プロジェクト群を選択した学生も、学位を取得することができる。
  4. 本研究科の学生は、所属部門・所属プロジェクトにかかわらず、「文理融合型リサーチマネージャー養成プログラム」に参加し、研修プログラム等に参加することができる。
  5. 本研究科は、社会人や他分野の修了者に対して、博士課程前期・後期いずれの教育課程も、広く門戸を開放する。また、社会人入学者に対して、履修上の特例措置を講ずる。
  6. 本研究科の博士課程前期の修了者には修士（学術）の、博士課程後期の修了者には博士（学術）の学位が授与される。

## 総合科学研究科教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

1 研究科 1 専攻からなる研究科である。学生は、既存の専門分野である 11 の研究領域、または学際的研究チームである 21 世紀科学プロジェクト群のいずれかに所属する。研究指導は複数教員によって行い、副指導教員の 1 名以上は主指導教員とは異なる研究領域から参画する。

### 【博士課程前期】

- (1) 領域所属の学生は、所属領域の専門分野を重点的に学んで深化させると同時に、他領域の授業科目も履修することによって学際性を習得する。21 世紀科学プロジェクト群所属の学生は、各プロジェクトの学際的研究の実践を通して、学際的視座を習得する。
- (2) 分野の異なる学生とのプロジェクト型学習であるコア科目を全学生が履修することで、学際性・総合性・創造性の基礎を共通して学び、総合科学的視点を習得する。
- (3) リテラシー科目の履修により、他者を理解して自分の意見を表明するコミュニケーション能力や研究倫理を習得できる。

### 【博士課程後期】

- (1) 複数教員の指導のもとで独創的な研究を行い博士論文を完成させる過程で、専門分野を重点的に深化させると同時に学際性を習得する。
- (2) コア科目の指導などにより、異なる分野の知に関心に向け、自分の専門分野を相対化する総合科学的視点を習得し、同時に高度な研究指導能力を習得する。
- (3) リテラシー科目の履修により、他者を理解して自分の意見を表明する高度なコミュニケーション能力や研究倫理を習得できる。

## 総合科学研究科学学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

### 【博士課程前期】

- (1) 専門分野を重点的に研究し、専門的な知識・技能を身につけるとともに、学際性・総合性・創造性を基盤とする総合科学的視点を有している。
- (2) 人間の社会的あり方や生き方、自然界に対する理解と洞察を基盤に、総合科学的視点を活用して 21 世紀の知識基盤社会に貢献できる能力を有している。

### 【博士課程後期】

- (1) 専門分野を重点的に研究し、高いレベルの専門的な知識・技能を有するとともに、学際性・総合性・創造性を基盤とする総合科学的視点を活用できる能力を十分有している。
- (2) 人間の社会的あり方や生き方、自然界に対する深い理解と洞察を基盤に、総合科学的視点を活用して 21 世紀の知識基盤社会をリードしうる能力を有している。

# | 教 務 関 係





# 1 広島大学大学院総合科学研究科細則

(平成 18 年 4 月 1 日研究科長決裁)

広島大学大学院総合科学研究科細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)に定めるもののほか、広島大学大学院総合科学研究科(以下「研究科」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第 2 条 研究科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 専門分野を重点的に研究し、専門的な知識・技能を高めるとともに、総合科学の方法を身に付けた、学際性・総合性・創造性に秀でた、重点的ジェネラリストを養成する。
- (2) 人間のあり方や生き方に対する深い理解と洞察を基盤に、総合科学の知的技法を活用して、21 世紀の知識基盤社会で活躍できる豊かな人間性を備えた人材を養成する。

(部門及びプロジェクト群)

第 3 条 総合科学専攻に、次の表の左欄に掲げる部門を置き、部門に同表の右欄に掲げる領域を置く。

部門	領域
人間科学部門	生命科学研究領域
	人間行動研究領域
	身体運動科学研究領域
	言語研究領域
	人間存在研究領域
環境科学部門	自然環境研究領域
	総合物理研究領域
	情報システム環境研究領域
	社会環境研究領域
文明科学部門	文明史基礎研究領域
	地域研究領域

2 総合科学専攻に、次の表の左欄に掲げるプロジェクト群を置き、プロジェクト群に同表の中欄に掲げるプロジェクトを、同表の右欄に掲げるプロジェクトチームを置く。

プロジェクト群	プロジェクト	プロジェクトチーム
21 世紀科学プロジェクト群	総合科学研究プロジェクト	言語と情報研究
		文明と自然研究
		リスク研究
		資源エネルギー研究
	平和科学研究プロジェクト	ヒロシマ平和学

3 学生は、前 2 項に定める領域又はプロジェクトチームのいずれかに所属するものとする。

4 前項の所属の決定時期は、入学時とする。

5 第3項の所属の変更は、原則として認めない。ただし、研究科長が、広島大学大学院総合科学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(教育課程)

第4条 研究科の教育課程は、別表のとおりとする。

(授業科目等)

第5条 授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

2 授業時間割表は、毎学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第6条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験は、30時間の授業をもって1単位とする。

(指導教員)

第7条 教授会は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、学生の入学後速やかに学生ごとに主指導教員1人及び副指導教員2人以上の指導教員を定める。

2 領域に所属する学生の副指導教員のうち1人は、当該学生の主指導教員が所属する領域以外の領域から定める。

3 プロジェクトチームに所属する学生の副指導教員は、当該学生が所属するプロジェクトチームの担当教員から定める。ただし、副指導教員のうち1人は、当該学生の主指導教員が所属する領域以外の領域から定めるものとする。

4 学生は、指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て研究科長に願い出て、その承認を得なければならない。

(研究題目)

第8条 学生は、主指導教員の指導により研究題目を定め、研究科長に届け出なければならない。

(履修方法)

第9条 学生は、主指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別な事情があると認められる場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。

3 学生は、主指導教員が必要と認めた場合は、他の研究科の授業科目を当該研究科の定めるところにより履修することができる。この場合において、当該履修単位は、教授会の議を経て、研究科で修得したものとみなすことができる。

4 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

(研究計画概要)

第10条 学生は、主指導教員及び副指導教員の指導により、第1年次の所定の期日までに、研究計画概要を研究科長に提出しなければならない。

(教育方法の特例)

第 11 条 研究科の課程においては、教授会の議を経て研究科長が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 12 条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

2 長期履修の期間の最長年限は、博士課程前期にあつては 4 年、博士課程後期にあつては 6 年とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 13 条 研究科は、教育上有益と認めるときは、研究科に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、研究科において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10 単位を超えないものとする。

3 前 2 項の規定による既修得単位の認定は、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところによる。

(教員免許)

第 14 条 学生は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、次の表に掲げる免許状及び免許教科の種類に応じ、教育職員の普通免許状の授与の所要資格を取得することができる。

専攻	免許状の種類	免許教科の種類
総合科学専攻	高等学校教諭専修免許状	地理歴史、公民、理科

2 前項の授業科目及びその履修方法等については、別に定める。

(博士課程前期の修了要件)

第 15 条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に 2 年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上 30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、教授会の議を経て研究科長がその目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、大学院規則第 25 条の 2 第 1 項に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修者」という。)の修了の要件は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

(博士課程後期の修了要件)

第 16 条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に 3 年以上在学し、別表に定める授業科目を履修の上 8 単位修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に 1 年(2 年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者)にあつては、当該在学期間を含めて 3 年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文の提出)

第 17 条 博士課程前期の学生は、別に定める期日までに、主指導教員及び副指導教員の承認を得た上で、修士論文を研究科長に提出しなければならない。

第 18 条 博士課程後期の学生は、別に定める期日までに、主指導教員及び副指導教員の承認を得た上で、博士論文を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の審査)

第 19 条 学位論文の審査については、広島大学学位規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)及び広島大学学位規則総合科学研究科内規(平成 18 年 4 月 1 日研究科長決裁)の定めるところによる。

(最終試験)

第 20 条 博士課程前期及び博士課程後期の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。

(再入学)

第 21 条 博士課程前期又は博士課程後期を退学した者で再入学を志願するもの(以下「再入学志願者」という。)は、学期の始めに限り、教授会の議を経て、学長に願い出ることができる。

2 再入学した者の修業年限及び在学年限は、教授会の議を経て認定する。

3 再入学志願者に対しては、必要に応じ学力検査を行うことがある。

(休学)

第 22 条 学生が休学しようとするときは、所定の手続を行い、研究科長の許可を得なければならない。

(退学)

第 23 条 学生が退学しようとするときは、所定の手続を行い、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第 24 条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を行い、学長に願い出なければならない。

2 他の大学院及び国際連合大学の課程から研究科に転学を志願する者については、所定の手続を行い、学長の許可を得なければならない。

(雑則)

第 25 条 この細則に定めるもののほか，学生の修学に関し必要な事項は，教授会の議を経て別に定める。

附 則

この細則は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 27 年 3 月 4 日一部改正)

- 1 この細則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した学生の教育課程については，この細則による改正後の広島大学大学院総合科学研究科細則の規定にかかわらず，なお従前の例による。



## 履修方法

- ① 必修科目「コア科目」は、「コア科目 A」、「コア科目 B」の順に連続して履修することとする。「コア科目 A」及び「コア科目 B」は、いずれも「現代リスク論」、「創造と想像」、「総合情報論」及び「文明と環境」の 4 クラスのうちから指定された 1 クラスを履修する。
- ② 必修科目「特別研究」は、所属する領域(以下「主領域」という。)の開設科目を履修する。
- ③ 選択必修科目「専門科目」は、主領域の開設科目から 8 単位、主領域を除く領域(以下「他領域」という。)の開設科目から 4 単位を修得する。なお、他領域の開設科目から修得する 4 単位には、他部門の専門科目を含むことが望ましい。
- ④ 自由選択科目には、③の選択必修科目「専門科目」の要修得単位数を超えて履修した科目及び広島大学大学院共通授業科目を含むことができる。また、主指導教員と協議の上、他研究科開設授業科目を含むことができる。
- ⑤ 博士課程リーダー育成プログラム履修者は、必修科目の「総合科学演習」、「コア科目」及び「特別研究」を除く授業科目について、主指導教員と協議の上、博士課程リーダー育成プログラムに対応したカリキュラムを自主編成することができる。
- ⑥ 使用言語欄に※1 を付した授業科目は、履修する学生の状況により、日本語、英語又は日本語及び英語の併用のいずれかの方法で実施する。
- ⑦ 使用言語欄に※2 を付した授業科目で使用する言語は、開講時に指定する。



博士課程前期(環境科学部門)

科目区分		授業科目名		単位数	使用言語	要修得単位数
必修	総合科学演習		総合科学演習	2	※1	2
	コア科目		コア科目 A コア科目 B	2 2	※1 ※1	4
	特別研究		特別研究(自然環境研究) 特別研究(総合物理研究) 特別研究(情報システム環境研究) 特別研究(社会環境研究)	8 8 8 8	※1 ※1 ※1 ※1	主領域 から 8
	専門科目		領域 分野			
選択必修	自然環境研究	環境生態学	保全生態学	2	※1	12 (主領域 から 8) 他領域 から 4
			共生微生物学	2	※1	
	地球表層環境科学	地球環境	地球構成物質論	2	日本語	
			地球表層物質輸送論	1	英語	
			表層物質動態論	2	日本語	
			表層環境変動論	2	日本語	
			気候変動災害論	2	日本語	
	総合物理研究	複物理学系	複雑系基礎論	2	※1	
			複雑系物質論	2	※1	
			複雑系構造論	2	※1	
情報環境研究	情報システム環境学	情報システム論	2	※1		
		情報セキュリティ論	2	※1		
社会環境研究	地域環境	地域環境基礎論	2	日本語		
		持続可能地域論	2	日本語		
		地域情報論	2	日本語		
	現代社会論	社会環境	接続可能な観光発展論	2	英語	
			社会動態論	2	日本語	
			社会階層論	2	日本語	
他部門専門科目		福祉社会論	2	日本語		
		世界経済体制論	2	日本語		
		産業システム論	2	日本語		
		コミュニティー論	2	日本語		
自由選択	リテラシー科目		研究倫理	1	日本語	4
			ICTリテラシー 文書企画管理演習 リスク・コミュニケーション 英語運用演習	1 1 2 1	日本語 日本語 ※1 英語	
総合科学共同セミナー				2	※2	
合計						30



## 履修方法

- ① 必修科目「コア科目」は、「コア科目 A」、「コア科目 B」の順に連続して履修することとする。「コア科目 A」及び「コア科目 B」は、いずれも「現代リスク論」、「創造と想像」、「総合情報論」及び「文明と環境」の 4 クラスのうちから指定された 1 クラスを履修する。
- ② 必修科目「特別研究」は、主領域の開設科目を履修する。
- ③ 選択必修科目「専門科目」は、主領域の開設科目から 8 単位、他領域の開設科目から 4 単位を修得する。なお、他領域の開設科目から修得する 4 単位には、他部門の専門科目を含むことが望ましい。
- ④ 自由選択科目には、③の選択必修科目「専門科目」の要修得単位数を超えて履修した科目及び広島大学大学院共通授業科目を含むことができる。また、主指導教員と協議の上、他研究科開設授業科目を含むことができる。
- ⑤ 博士課程リーダー育成プログラム履修者は、必修科目の「総合科学演習」、「コア科目」及び「特別研究」を除く授業科目について、主指導教員と協議の上、博士課程リーダー育成プログラムに対応したカリキュラムを自主編成することができる。
- ⑥ 使用言語欄に※1 を付した授業科目は、履修する学生の状況により、日本語、英語又は日本語及び英語の併用のいずれかの方法で実施する。
- ⑦ 使用言語欄に※2 を付した授業科目で使用する言語は、開講時に指定する。

博士課程前期(文明科学部門)

科目区分		授業科目名		単位数	使用言語	要修得単位数			
必修	総合科学演習	総合科学演習		2	※1	2			
	コア科目	コア科目 A コア科目 B		2 2	※1 ※1	4			
	特別研究	特別研究(文明史基礎研究) 特別研究(地域研究)		8 8	※1 ※1	主領域 から 8			
選択必修	専門科目	領域	分野						
		文明史基礎研究	文明史研究	文明共存論 科学・技術・社会論 宗教学	2 2 2	日本語 日本語 日本語	12  主領域 から 8  他領域 から 4		
				文化人類学	民族学研究 象徴人類学研究	2 2		日本語 ※1	
				社会文化研究	社会文化史 比較教育社会論 比較文学 異文化理解	2 2 2 2		日本語 日本語 日本語 日本語	
		地域研究	広域アジア研究	日本地域研究 日本文藝社会論 アジア地域研究 アジア文化論(現代文化) アジア文化論(表象文化) アジア文化論(伝統文化)	2 2 2 2 2 2	日本語 日本語 日本語 日本語 日本語 日本語			
				広域ヨーロッパ研究	ヨーロッパ地域研究 ヨーロッパ文藝社会論 ヨーロッパ思潮社会論	2 2 2		日本語 日本語 日本語	
				英米研究	英米地域研究 英米文藝社会論 英米社会論(歴史) 英米社会論(国際関係) 英語圏地域研究	2 2 2 2 2		日本語 日本語 日本語 日本語 ※1	
		他部門専門科目							
		自由選択	リテラシー科目	研究倫理 ICT リテラシー 文書企画管理演習 リスク・コミュニケーション 英語運用演習		1 1 1 2 1		日本語 日本語 日本語 ※1 英語	4
				総合科学共同セミナー		2		※2	
合計						30			

## 履修方法

- ① 必修科目「コア科目」は、「コア科目 A」、「コア科目 B」の順に連続して履修することとする。「コア科目 A」及び「コア科目 B」は、いずれも「現代リスク論」、「創造と想像」、「総合情報論」及び「文明と環境」の4クラスのうちから指定された1クラスを履修する。
- ② 必修科目「特別研究」は、主領域の開設科目を履修する。
- ③ 選択必修科目「専門科目」は、主領域の開設科目から8単位、他領域の開設科目から4単位を修得する。なお、他領域の開設科目から修得する4単位には、他部門の専門科目を含むことが望ましい。
- ④ 自由選択科目には、③の選択必修科目「専門科目」の要修得単位数を超えて履修した科目及び広島大学大学院共通授業科目を含むことができる。また、主指導教員と協議の上、他研究科開設授業科目を含むことができる。
- ⑤ 博士課程リーダー育成プログラム履修者は、必修科目の「総合科学演習」、「コア科目」及び「特別研究」を除く授業科目について、主指導教員と協議の上、博士課程リーダー育成プログラムに対応したカリキュラムを自主編成することができる。
- ⑥ 使用言語欄に※1を付した授業科目は、履修する学生の状況により、日本語、英語又は日本語及び英語の併用のいずれかの方法で実施する。
- ⑦ 使用言語欄に※2を付した授業科目で使用する言語は、開講時に指定する。

博士課程前期(21世紀科学プロジェクト群)

科目区分		授業科目名	単位数	使用言語	要修得単位数
必修	総合科学演習	総合科学演習	2	※1	2
	コア科目	コア科目 A コア科目 B	2 2	※1 ※1	4
	特別研究	特別研究(21世紀科学プロジェクト)	8	※1	8
自由選択	専門科目	部門専門科目			16
	リテラシー科目	研究倫理 ICTリテラシー 文書企画管理演習 リスク・コミュニケーション 英語運用演習	1 1 1 2 1	日本語 日本語 日本語 ※1 英語	
	総合科学共同セミナー		2	※2	
	合計				

履修方法

- ① 必修科目「コア科目」は、「コア科目 A」、「コア科目 B」の順に連続して履修することとする。「コア科目 A」及び「コア科目 B」は、いずれも「現代リスク論」、「創造と想像」、「総合情報論」及び「文明と環境」の4クラスのうちから指定された1クラスを履修する。
- ② 自由選択科目は、主指導教員と協議の上、所属するプロジェクトチームに対応したカリキュラムを自主編成する。
- ③ 博士課程リーダー育成プログラム履修者は、必修科目の「総合科学演習」、「コア科目」及び「特別研究」を除く授業科目について、主指導教員と協議の上、博士課程リーダー育成プログラムに対応したカリキュラムを自主編成することができる。
- ④ 使用言語欄に※1を付した授業科目は、履修する学生の状況により、日本語、英語又は日本語及び英語の併用のいずれかの方法で実施する。
- ⑤ 使用言語欄に※2を付した授業科目で使用する言語は、開講時に指定する。

博士課程後期

科目区分		授業科目名	単位数	要修得単位数
必修	研究演習	生命科学研究演習	8	主領域又はプロジェクト外から8
		人間行動研究演習	8	
		身体運動科学研究演習	8	
		言語研究演習	8	
		人間存在研究演習	8	
		自然環境研究演習	8	
		総合物理研究演習	8	
		情報システム環境研究演習	8	
		社会環境研究演習	8	
		文明史基礎研究演習	8	
		地域研究演習	8	
		21世紀科学プロジェクト研究演習	8	
		合計		

履修方法

- ① 必修科目「研究演習」は、所属する領域又はプロジェクトの開設科目を履修する。
- ② 授業は、履修する学生の状況により、日本語、英語又は日本語及び英語の併用のいずれかの方法で実施する。

## 2 リテラシー科目について

リテラシー科目は、総合科学研究科文理融合型リサーチマネージャー養成プログラムにおいて、リサーチマネジメントに必要な実務知識、リテラシーを強化するために開講するものです。総合科学研究科の学生は、博士課程前期の自由選択科目として履修できます。

なお、履修に当たっては、開講日時が変則的な場合があるので注意してください。

授業科目	単位数
研究倫理	1
ICT リテラシー	1
文書企画管理演習	1
リスク・コミュニケーション	2
英語運用演習	1

## 3 総合科学共同セミナーについて

総合科学共同セミナーは総合科学研究科の自由選択科目であり、5 研究科共同セミナーや21世紀科学プロジェクト開催セミナー、各種講演会等を聴講し、自分の専門分野を深化させるとともに、他分野の動向を理解するためのものです。履修については下記の「総合科学共同セミナー実施要領（学生用）」を参考にしてください。

### 総合科学共同セミナー実施要領（学生用）

1. 共同セミナーの実施日時等は、掲示や研究科のホームページ等で案内します。
2. 共同セミナーを聴講した学生は、主催者と指導教員の承認印をもらった「総合科学共同セミナー報告書」を聴講後1か月以内に主指導教員に提出してください。
3. 15回以上のセミナーの聴講をもって単位認定（2単位）資格とします。  
主指導教員は、15回分以上の「総合科学共同セミナー報告書」を取りまとめ、「総合科学共同セミナー単位認定申請書」を添付し、学生支援グループへ提出してください。
4. 単位認定は、提出された「総合科学共同セミナー報告書」及び「総合科学共同セミナー単位認定申請書」に基づき、教務委員会で行います。
5. 講演会（社会人特別選抜により入学したもので、研究科細則第12条による教育方法の特例を適用されるものについては、企業内の講演会・セミナー等を含む）の聴講を持って、共同セミナーに替えることができます。  
この場合、学会などでの講演会が通常共同セミナーの何回分に相当するかについては、指導教員にゆだねますが、学生はその回数に相当する報告書を提出しなければなりません。  
また報告書の主催者印欄は、指導教員の押印で代えることができますが、社会人特別選抜の学生で企業内の講演会・セミナーをもって替える場合は、主催者印欄に所属部署の責任者の署名を必要とします。
6. 「総合科学共同セミナー報告書」は、総合科学研究科ホームページからダウンロードしてください。

## 4 大学院共通授業科目等について

### ○大学院共通授業科目（受講対象者：全研究科の学生）

広島大学大学院において、社会でリーダーとして活躍できる人間力、物事を俯瞰的、総合的に捉え発信できる力、時間管理能力、高い倫理観、問題解決できる人材を養成するため、全ての研究科の学生が共通に履修できる授業科目として、次の授業科目を提供しています。

なお、修得した単位は、所属する研究科の履修基準により、修了要件単位に算入することができます。また、シラバスの確認、履修手続きは原則「My もみじ」で行ってください。

#### <平成 27 年度開講科目（基礎）>

##### 社会人汎用力育成分野（社会人として必要とされる能力を育成する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局	
プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2	外国語教育研究センター	
アドバンスト・イングリッシュⅠ	2		
人文社会系キャリアデザインⅠ（キャリア理論）	1	グローバルキャリアデザインセンター	
人文社会系キャリアデザインⅡ（キャリア開発）	1		
理工系キャリアデザイン1 （コミュニケーション、プレゼンテーション）	1		
理工系キャリアデザイン2 （ファシリテーション）	1		
ストレスマネジメント	2		
実務マネジメントーキャリア開発の視点からー	1		
リーダーシップ手法ーキャリア開発の視点からー	1		
長期インターンシップ	2		
論文英語修辞学	2		ライティングセンター
科学者のためのプレゼンテーション術	2		
コア科目 A（現代リスク論）	2	総合科学研究科	
コア科目 A（創造と想像）	2		
コア科目 A（総合情報論）	2		
コア科目 A（文明と環境）	2		
コア科目 B（現代リスク論）	2		
コア科目 B（創造と想像）	2		
コア科目 B（総合情報論）	2		
コア科目 B（文明と環境）	2		
学術文章の書き方とその指導法 ー大学教員を目指してー	2	教育学研究科	
理学融合基礎概論 B	2	理学研究科	
社会実践理学融合特論	2		
科学コミュニケーション概論	1	先端物質科学研究科	
コミュニケーション能力開発	2		
MOT とベンチャービジネス論（MOT-1）	2	工学研究科	
技術戦略論（MOT-2）	2		
知的財産及び財務・会計論（MOT-3）	2		
技術移転論（MOT-4）	2		
MOT and Venture Business（MOT-E1）（E）	2		
Technology Transfer（MOT-E2）（E）	2		
学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科	

（E）：英語で行われる授業科目

### 研究倫理涵養分野（社会との関係で必要とされる倫理を涵養する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局
研究倫理（Research Ethics）（E）	1	理学研究科
生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科
生命倫理ディベート演習	1	生物圏科学研究科

（E）：英語で行われる授業科目

### 国際理解育成分野（グローバル社会の中で必要とされる態度を育成する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局
文明共存論（※）	2	総合科学研究科
英米社会論（国際関係）（※）	2	
総合人間学	2	文学研究科
グローバル法政特講 （地球市民と平和）（E）（※）	2	社会科学研究科
General Biosphere Science (1) (E)	2	生物圏科学研究科
General Biosphere Science (2) (E)	2	
国際関係特論（E）（※）	2	国際協力研究科
環境管理技術特論（E）（※）	2	
経済開発政策特論（E）（※）	2	
教育開発特論（E）（※）	2	
アジア文化特論（E）（※）	2	
平和と安全（E）（※）	2	
恒久的平和と文化（E）（※）	2	

（E）：英語で行われる授業科目

### ※：平和に関する授業科目

被爆地「ヒロシマ」に開学し、「自由で平和な一つの大学」を建学の精神として掲げる広島大学では、寛容と共生の心を養い、平和に対する意識を高められるよう、平和に関する授業科目を提供しています。

なお、社会科学研究科及び国際協力研究科が開設する授業科目は、英語で行われます。

### <平成 27 年度開講科目（専門）>

#### 高度専門職業人養成分野（高度な専門知識を養成する授業科目）

授業科目名	開設単位数	開設部局
サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
生命科学概論	2	先端物質科学研究科
Practical work on writing reports and presentation (1) (E)	2	生物圏科学研究科
Practical work on writing reports and presentation (2) (E)	2	
科学教育開発基礎論（E）	4	国際協力研究科
能力開発特論（E）	2	

（E）：英語で行われる授業科目

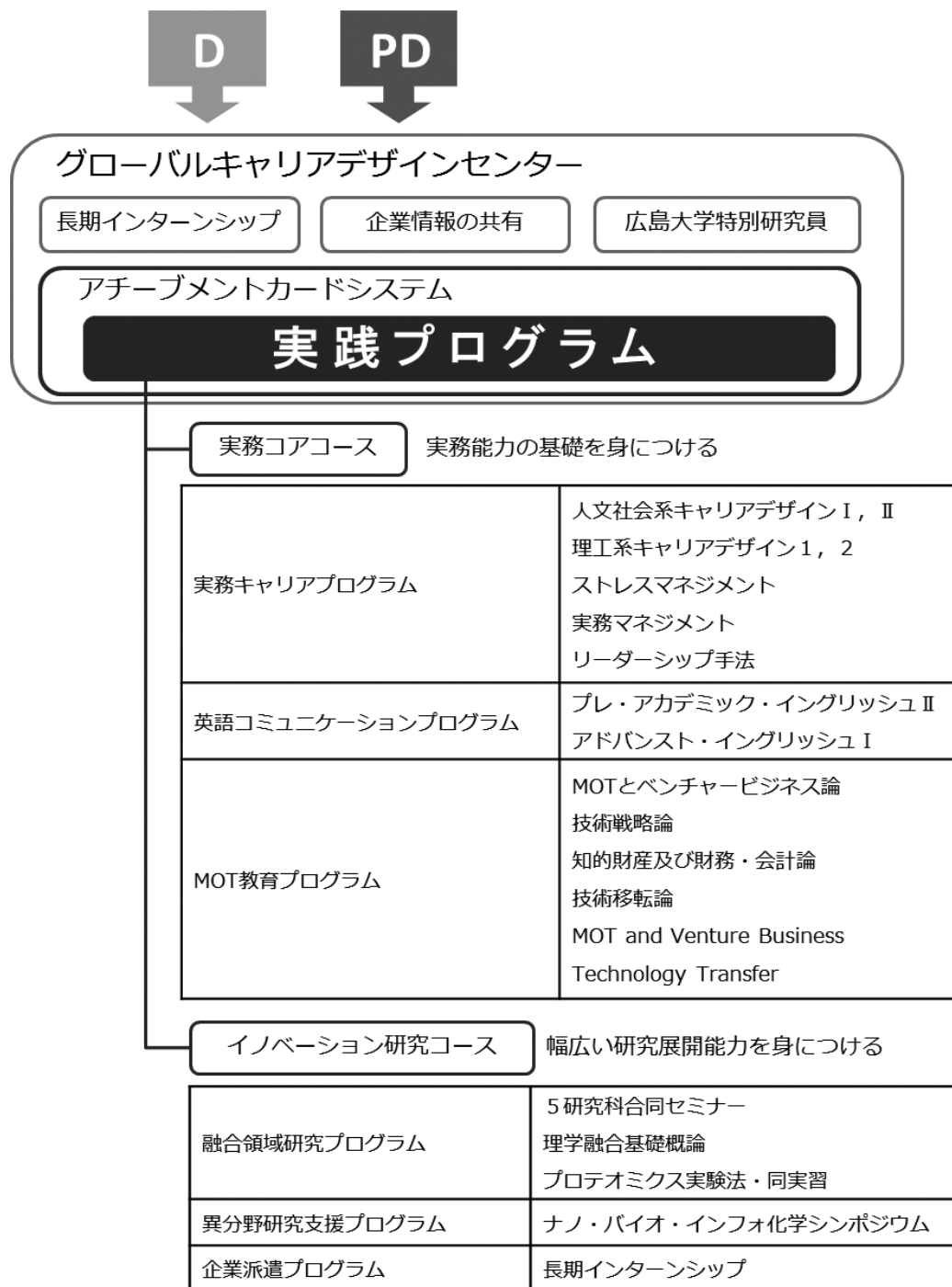


## ○グローバルキャリアデザインセンター提供プログラム

グローバルキャリアデザインセンターでは、すべての学生及び若手研究員（PD）を対象としたキャリア支援を行っています。

特に、博士課程学生（前期を除く）及び PD を対象に、新分野に挑戦する活力のある研究人材の育成を目的として、大学院共通授業科目および独自セミナーから構成する「実践プログラム」を提供しています。アチーブメントカードシステムを通じて、みなさんが各自のキャリア形成のために指導・助言を受けることができる体制を整えています。

ぜひ、このシステムを活用してください。



### 【グローバルキャリアデザインセンター提供プログラムについての問合せ先】

広島大学グローバルキャリアデザインセンター(若手研究人材養成担当)

Tel : 082-424-6213      Fax : 082-424-4565

E-mail : wakateyousei@office.hiroshima-u.ac.jp

URL : <http://www.hiroshima-u.ac.jp/wakateyousei/>

## ○「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラム

(受講対象者：理系の大学院生)

サステナブル・ディベロップメント実践研究センターでは、循環型持続的社會基盤の形成に必要な知識・技術を習得し、個人レベルで積極的に対応できる人材の養成を目的として「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラムを開講しています。

本プログラムの修了には、必修科目（4単位）と選択科目（4単位）の単位取得が必要で、プログラム修了生には、「サステナブル科学修得認定証」が授与されます。

<平成27年度開講科目>

区分	授業科目名	開設単位数	開設部局
必修	サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
	サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
選択	保全生態学	2	総合科学研究科
	共生微生物学	2	
	生物多様性科学（環境科学入門）	2	
	地球構成物質論	2	
	表層物質動態論	2	
	表層環境変動論	2	
	気候変動災害論	2	
	複雑系基礎論	2	
	複雑系物質論	2	
	複雑系構造論	2	
	相関系量子論	2	
	相関系物質論	2	
	相関系計測論	2	
	相関系応用論	2	
	環境物質循環論	2	理学研究科
	資源地質学	2	
	水-岩石・鉱物-微生物相互作用	2	
	生物化学 I	2	
	分析化学 II	2	
	理学融合基礎概論（隔年）	2	
	社会実践理学融合特論（隔年）	2	
	プロテオミクス	2	
	放射線反応化学	2	
	分類・進化	2	
	物理学概論	2	先端物質科学研究科
	生命科学概論	2	
	エレクトロニクス概論	2	
	水素機能材料学	2	
	フロンティア生命科学（隔年）	2	
	フロンティア生命機能工学（隔年）	2	
	分子・バイオデバイス工学	2	
	環境化学工学特論	2	
	環境高分子化学特論	2	
グリーンプロセス工学論	2		
高分子工学論	2		
超分子化学論	2		
有機触媒化学論	2		
材料物性化学論	2		
物質移動特論	2		

区分	授業科目名	開設単位数	開設部局
選択	陸域生物圏フィールド科学入門	1	生物圏科学研究科
	陸域生物圏フィールド科学演習	1	
	食品衛生微生物学Ⅰ	1	
	食品衛生微生物学Ⅱ	1	
	水圏生態環境学入門	1	
	水圏生態環境学応用編	1	
	栽培漁業学入門	1	
	栽培漁業学	1	
	健康栄養科学	1	
	栄養生化学	1	
	海洋生態系評価論入門	1	
	海洋生態系評価論	1	

【「国際サステナブル科学リーダー育成システム」プログラムについての問合せ先】

広島大学 サステナブル・ディベロップメント実践研究センター

Tel: 082-424-6481 Fax: 082-424-7327

E-mail: [hutt-qa@office.hiroshima-u.ac.jp](mailto:hutt-qa@office.hiroshima-u.ac.jp)

URL: <http://www.hiroshima-u.ac.jp/rcsd/>

## 5 履修手続について

広島大学大学院総合科学研究科細則（第9条）に基づき、下記により手続を行ってください。

### (1) 履修手続について

- ① 履修手続は、学内外のパソコンを利用して「My もみじ」から行ってください。「My もみじ」へは、「学生情報の森 もみじ」から接続できます。「学生情報の森 もみじ」のアドレスは、<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml> です。
- ② 何らかの理由により、「My もみじ」からの履修登録ができない場合は、総合科学研究科支援室（大学院課程担当）へ申し出てください。

### (2) 履修登録期間について

- ① 履修手続は、各学期の授業開始後、原則として1週間で行います。
- ② 具体的な日程は、学期毎に「学生情報の森 もみじ」にて通知します。
- ③ 履修登録期間終了後は、履修科目の登録や取消は原則としてできません。（履修登録科目の参照はできます。）
- ④ 集中講義等は各学部・研究科において、別途履修登録期間を設けて受け付けることがあります。その場合は、「My もみじ」の掲示等で通知します。
- ⑤ その他、履修手続に関することは、「My もみじ」の掲示等で通知します。

## 6 広島大学学位規則総合科学研究科内規

平成 18 年 4 月 1 日

研究科長決裁

### 広島大学学位規則総合科学研究科内規

#### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 大学院総合科学研究科博士課程後期修了認定のために行う学位審査  
(第 3 条―第 7 条の 2)
- 第 3 章 論文提出による学位審査(第 8 条―第 12 条)
- 第 4 章 大学院総合科学研究科博士課程前期修了認定のために行う学位審査(第 13 条)
- 第 5 章 雑則(第 14 条・第 15 条)
- 附則

#### 第 1 章 総則

##### (趣旨)

第 1 条 広島大学学位規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号。以下「規則」という。)第 17 条の規定に基づき、学位の審査方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位に付記する専攻分野の名称)

第 2 条 規則第 3 条第 2 項に定める学位に付記する専攻分野の名称のうち広島大学大学院総合科学研究科(以下「研究科」という。)に関するものは、次の表に掲げるとおりとする。

専攻名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学専攻	学術	学術

#### 第 2 章 大学院総合科学研究科博士課程後期修了認定のために行う学位審査

##### (論文提出の資格要件)

第 3 条 規則第 2 条第 2 項に規定する博士課程後期修了のため学位論文(以下「論文」という。)を提出することができる者は、広島大学大学院総合科学研究科細則(平成 18 年 4 月 1 日研究科長決裁。以下「研究科細則」という。)第 16 条に規定する単位(以下「所定の単位」という。)を修得した者又は論文を提出する日の属する学期末までに所定の単位を修得することが確実な者で、かつ、論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けたものとする。

(論文提出の時期)

第 4 条 前条に規定する論文の提出の時期は、3 月修了予定者にあつては修了予定年度の 1 月 10 日まで、9 月修了予定者にあつては修了予定年度の 7 月 10 日までとする。ただし、3 年を超えて在学する者及び研究科細則第 16 条ただし書に該当する者は、随時提出することができる。

2 前項の規定にかかわらず、論文提出の期日が次の各号のいずれかに該当する場合は、以後最初の平日をもってその期日とする。

- (1) 日曜日又は土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(論文提出の手続)

第5条 第3条の規定に該当する者が論文を提出する場合は、次の書類を主指導教員及び副指導教員の承認を得て研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願 1通
- (2) 論文 3通
- (3) 論文目録 1通
- (4) 論文の要旨 1通
- (5) 履歴書 1通
- (6) 参考論文のあるときは、参考論文 3通

(論文の受理)

第6条 研究科長は、前条の規定により論文の提出があったときは、当該論文を受理すべきか否かを研究科教授会に諮るものとする。

(審査委員会)

第7条 規則第5条第1項及び第3項に定める審査委員会は、研究科教授会の教授のうちから選出された3人以上の審査委員をもって組織する。ただし、研究科教授会において必要と認めるときは、研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

2 前項ただし書の規定により、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加える場合は、審査する論文の内容に関する専門分野の博士の学位又はそれと同等の能力を有すると認められる者で、かつ、次の各号に掲げる基準を満たす者のうちから、選考するものとする。

- (1) 国際的又は全国的な学会等で特筆すべき活動歴があり、優れた業績を有していること。
- (2) 国際的又は全国的な学術雑誌等に掲載された論文を有していること。

3 審査委員会に主査を置き、研究科の教員をもって充てる。

(論文審査会)

第7条の2 審査委員会は、公開の論文審査会を開催するものとする。

### 第3章 論文提出による学位審査

(学位授与の申請をすることができる者の資格要件)

第8条 規則第2条第3項の規定に基づき、論文提出による博士の学位の授与を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学院博士課程後期に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた後退学した者
- (2) 大学院博士課程前期又は修士課程の修了者で、4年以上の研究歴を有するもの
- (3) 大学の卒業生で、6年以上の研究歴を有するもの
- (4) 前3号に掲げる者以外の者で、10年以上の研究歴を有するもの

(論文提出の手続)

第9条 前条各号のいずれかに該当する者が論文を提出する場合は、次の書類を研究科長を経て学長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書 1通
- (2) 論文 3通
- (3) 論文目録 1通
- (4) 論文の要旨 1通
- (5) 履歴書 1通
- (6) 参考論文のあるときは、参考論文 3通
- (7) 最終学校の卒業証明書(大学院修了証明書を含む。) 1通

(論文の受理)

第 10 条 論文の受理については、第 6 条の規定を準用する。

(審査委員会及び試問委員会)

第 11 条 審査委員会は、第 7 条の規定を準用する。

2 規則第 5 条第 2 項に定める試問委員会は、3 人以上の試問委員(審査委員が試問委員を兼ねることができる。)をもって組織し、1 人が主査となる。

3 研究科教授会において必要と認めたときは、研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を試問委員に加えることができる。

4 前項の規定により、他の大学院又は研究所等の教員等を試問委員に加える場合は、試問する論文の内容に関する専門分野の博士の学位又はそれと同等の能力を有すると認められる者で、かつ、次の各号に掲げる基準を満たす者のうちから、選考するものとする。

(1) 国際的又は全国的な学会等で特筆すべき活動歴があり、優れた業績を有していること。

(2) 国際的又は全国的な学術雑誌等に掲載された論文を有していること。

(学位論文の公聴会)

第 11 条の 2 審査委員会は、学位論文の公聴会を開催するものとする。

(試験又は試問の適用年限)

第 12 条 規則第 6 条第 4 項の所定の年限は、5 年とする。

#### 第 4 章 研究科博士課程前期修了認定のために行う学位審査

(修士の学位の審査)

第 13 条 修士の学位の審査等については、別に定める。

#### 第 5 章 雑則

(書類の様式)

第 14 条 関係書類の様式は、別記様式第 1 号から別記様式第 8 号までのとおりとする。

(その他)

第 15 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会の議を経て別に定める。

附 則

この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 27 年 3 月 18 日一部改正)

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号

平成 年 月 日

広島大学大学院総合科学研究科長 殿

広島大学大学院総合科学研究科  
博士課程後期 総合科学 専攻  
学位に付記する専攻分野の名称  
博士( 学 術 )

氏名 印

学位論文審査願

広島大学大学院総合科学研究科博士課程後期修了の認定を受けるため、下記のとおり関係書類を提出いたしますから、審査くださるようお願いいたします。

記

論文	3 通
論文目録	1 通
論文の要旨	1 通
履歴書	1 通
参考論文	3 通

別記様式第 2 号

平成 年 月 日

広島大学長 殿

氏名 印

学位申請書

貴学学位規則第 4 条第 3 項の規定に基づき学位論文，論文要旨，履歴書及び審査手数料〇〇〇円を添えて博士(「専攻分野」)の学位の授与を申請いたします。



別記様式第 3 号

論文目録

氏名 印

学位論文

論文題目

公表の方法

公表年月日及び冊数      年    月    日      冊

参考論文

論文題目

備考

- (1) 論文題目が外国語の場合は，和訳を付けて，外国語，日本語の順序で列記すること。
- (2) 参考論文が 2 編以上ある場合は，列記すること。
- (3) 論文をまだ公表していないときは，公表の方法及び時期の予定を記載すること。
- (4) 用紙の規格は，A4 とし，縦にして，左横書きとすること。

---

別記様式第 4 号

論文の要旨

氏名

論文題目

論文の要旨

備考 要旨は，4,000 字以内とする。

履歴書

本籍(都道府県名)

現住所

氏名

生年月日

学歴

年 月 日

職歴

年 月 日

研究歴

年 月 日

賞罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

印

備考

- (1) 履歴事項は、高等学校卒業後の履歴について年次を追って記載すること。
- (2) 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者は、単位修得証明書を添付すること。
- (3) 用紙の規格は、A4 とし、縦にして左横書きとすること。

## 7 総合科学研究科(博士課程前期)履修・研究指導及び学位審査行程表

### 【博士課程前期】

学年	学期	学 生	主指導教員	副指導教員	教授会等	
1 年 次	前期	オリエンテーション ガイダンス	履修計画立案 のアドバイス		教育研究目標の周知	
		「研究題目届」の提出	指導教員了承	指導教員了承	「研究題目届」承認	
		前期履修計画の検討	履修計画指導	履修計画助言		
	後期	研究計画立案 「研究計画概要」提出	研究計画指導	研究計画助言	「研究計画概要」受理	
		後期履修計画の検討	履修計画指導	履修計画助言		
		修士論文中間発表 研究計画再考 「研究計画概要」再提出	中間発表指導 研究計画指導	中間発表助言 研究計画助言	「研究計画概要」受理	
2 年 次	前期	前期履修計画の検討	履修計画指導	履修計画助言		
		修士論文の概要及び執筆計 画の立案	修士論文概要 及び執筆計画 の指導と助言	論文執筆への 助言	「修士論文概要」承認	
	後期	「修士論文概要」提出				
		後期履修計画の検討	履修計画指導	履修計画助言	審査委員会編成	
		修士論文作成	論文執筆指導	論文執筆助言		
		修士論文提出	論文審査	論文審査		
		口頭発表（公開審査） 最終試験 所定の単位修得			審査委員会合否判定 合否最終判定	
	課程修了・学位取得					

## 8 総合科学研究科修士論文審査日程等について

年次	項目	提出先	提出期限等		備考
			3月修了	9月修了	
一年次	研究計画概要提出	支援室 (大学院課程担当)	10月31日	4月30日	
	修士論文中間発表会 (公開)		11月～12月	5月～6月	日程等別途通知
	研究計画概要再提出	支援室 (大学院課程担当)	2月5日	7月5日	
二年次	修士論文概要提出	支援室 (大学院課程担当)	9月30日	3月31日	
	修士論文提出	支援室 (大学院課程担当)	1月25日	7月25日	
	修士論文要旨提出	支援室 (大学院課程担当)	1月31日	7月31日	
	修士論文口頭発表会 (公開審査) 最終試験		2月	8月	日程等別途通知

(注意事項)

1. 提出期限等は年度によって変更する場合がありますので、事前に掲示等(Myもみじ掲示板を含む)で確認してください。
2. ここに定める期限等は、当該期日の午後5時とします。  
なお、当該期日が土曜日のときはその日の翌々日とし、日曜日又は祝日等にあたるときはその日の翌日とします。

## 9 広島大学大学院総合科学研究科修士論文審査並びに最終試験実施要領

(平成 19 年 3 月 19 日研究科長決裁)

(修士論文及び修士論文概要)

第 1 修士論文を提出する予定の学生は、指導教員の承認を得て、3 月修了予定者は当該年度の 9 月 30 日までに、9 月修了予定者は当該年度の 3 月 31 日までに、修士論文概要を研究科長(総合科学研究科支援室(大学院課程担当))に提出する。

第 2 論文提出期限は、3 月修了予定者は 1 月 25 日、9 月修了予定者は 7 月 25 日の午後 5 時とする。

2 論文提出部数は、3 部(正本 1 部、副本 2 部)とする。

3 論文は、指導教員の承認を得て研究科長(総合科学研究科支援室(大学院課程担当))に提出する。

4 研究科長は、受理した論文を審査委員会に付託する。

第 3 第 1 及び第 2 の定めに関わらず、年度の中途において修了する見込みの学生の修士論文概要及び論文提出期限は、別に指示する。

(論文審査)

第 4 審査委員会は、指導教員及び指導教員の推薦により教務委員会で審議決定し研究科教授会で承認された教員 2 名以上をもって構成する。

2 審査委員会は、論文の審査に当たり、論文に評価(概評)を付し、合格、不合格を決定する。

(最終試験)

第 5 最終試験は、審査委員会が論文を中心にした口述試験により行い、合格、不合格を決定する。

2 最終試験は、原則として 3 月修了予定者にあつては 2 月 20 日までに、9 月修了予定者にあつては 8 月 20 日までに終了するものとする。

(発表会)

第 6 修士論文発表会は、研究科において公開で行う。日程については別途通知する。

(その他)

第 7 第 1 及び第 2 に定める期日が次のいずれかに該当する場合は、当該休日の翌日をもってその期日とする。

(1)日曜日及び土曜日

(2)国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

附 則

この要領は、平成 19 年 3 月 19 日から施行し、平成 18 年度入学生から適用する。

(略)

附 則(平成 27 年 2 月 24 日一部改正)

この要領は、平成 27 年 2 月 24 日から施行する。

## 10 総合科学研究科(博士課程後期)履修・研究指導及び学位審査行程表

### 【博士課程後期】

学年	学期	学 生	主指導教員	副指導教員	教務委員会・教授会等
1 年 次	前期	ガイダンス  「研究題目届」の提出	指導教員了承	指導教員了承	「研究題目届」承認
	後期	前期履修計画の検討  後期履修計画の検討  博士論文中間発表 「研究計画概要」提出	履修計画指導  履修計画指導  中間発表指導 研究計画指導	履修計画助言  履修計画助言  中間発表助言 研究計画助言	
2 年 次	前期	前期履修計画の検討	履修計画指導	履修計画助言	「博士論文概要」受理
	後期	博士論文中間発表 「博士論文概要」提出  所定の単位修得	中間発表指導 研究計画指導	中間発表助言 研究計画助言	
3 年 次	前期	「博士論文予備審査願」提出			「博士論文予備審査願」受理 予備審査委員会編成
	後期	博士論文概要・草稿提出 予備審査会  博士論文提出（この時点までに査読つき学術誌等に論文掲載、もしくは著書完成）  論文審査会（公開）  課程修了・学位取得	予備審査 予備審査結果を 研究科教授会等 に報告  論文審査	予備審査   論文審査	

## 11 総合科学研究科(博士課程後期)の学位論文審査日程等について

年次	項目	提出先	提出期限等		備考
			3月修了	9月修了	
一年次	博士論文中間発表会		11月～12月	5月～6月	
	研究計画概要提出	支援室 (大学院課程担当)	3月1日	8月25日	
二年次	博士論文中間発表会		11月～12月	5月～6月	
	博士論文概要提出	支援室 (大学院課程担当)	3月1日	8月25日	
三年次	博士論文予備審査願提出	支援室 (大学院課程担当)	10月25日	4月25日	
	論文の概要提出 論文の草稿提出	指導教員	11月30日	5月31日	
	論文等提出 ・学位論文審査願 1通 ・論文(仮綴じ可) 3通 ・論文目録 1通 ・論文の要旨 1通 ・履歴書 1通 ・参考論文(ある場合) 3通 ・承諾書 1通	支援室 (大学院課程担当)	1月10日	7月10日	※注意事項参照
	論文審査会(公開)				日程等別途通知
	論文の本製本提出 1通	支援室 (大学院課程担当)	2月26日	8月25日	

(注意事項)

- 提出期限等は年度によって変更する場合がありますので、事前に掲示等(電子掲示板を含む)で確認してください。
- ここに定める期限等は、当該期日の午後5時とします。  
なお、当該期日が土曜日のときはその日の翌々日とし、日曜日又は祝日等にあたるときはその日の翌日とします。
- 学位取得に関する基礎資格としては、査読制度がある学術誌等に少なくとも1編以上の論文を掲載しているか(または掲載受理の証明が出ている)、もしくは、それに代わる著書1編以上が必要となります。

## 12 博士課程後期の早期修了についての申合せ

(平成 19 年 11 月 21 日研究科長決裁)

博士課程後期において、優れた研究業績を上げた者で当該課程に 1 年（修士課程又は博士課程前期に 2 年以上在学し、修了した者については、2 年の在学期間を含めて 3 年、また、2 年未満の在学期間をもって修了した者については、当該課程における在学期間を含めて 3 年）以上在籍する者については早期修了の対象とすることができる。

早期修了の要件を、概ね次のように定める。

1. 博士課程後期の必要単位を修得し、学業成績が優秀であると認められたもの。
2. 学会発表を始めとするさまざまな研究発表を積極的に行うとともに、学術雑誌に学術論文を投稿して掲載・受理されているもの。

### 学術論文数の基準

学術誌等に筆頭著者として掲載された学術論文が、関係論文として 3 編以上あること。  
ただし、早期修了申請書類提出時に完全受理済みであること。

3. 早期修了申請者は、一般の課程博士の論文審査に準じた手続を経ることとする。

### 附 則

この申合せは平成 19 年 11 月 21 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。



# 13 広島大学大学院総合科学研究科学学位論文等作成要領並びに学位論文の公表について

(平成 18.4.1 制定)

## I 学位論文について

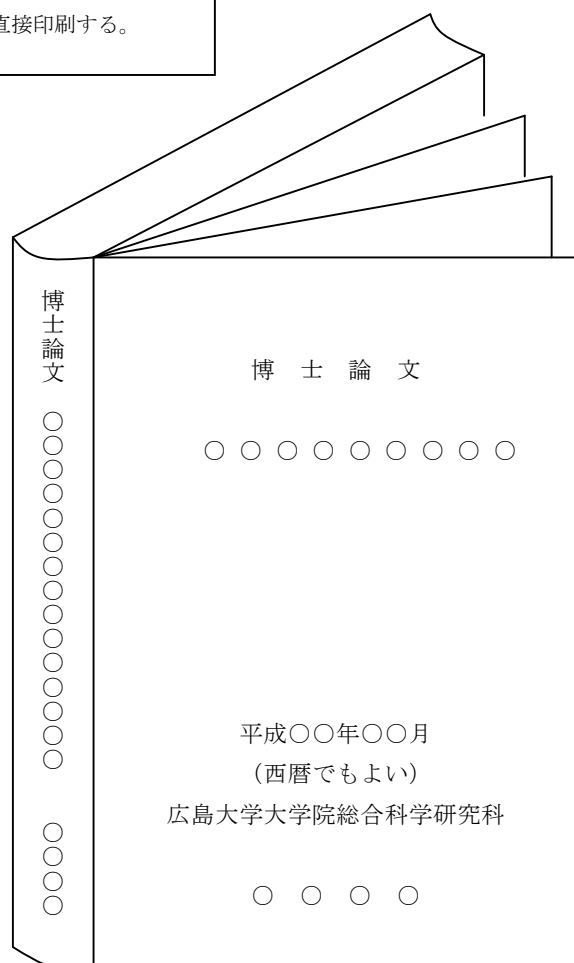
- (1) 永年保存に耐え得る製本（黒のハードカバー）とし、表紙及び背表紙等は、別紙 1 - 1，別紙 1 - 2 及び別紙 1 - 3 の要領で印刷すること。
- (2) 規格は、A 4 版とする。
- (3) 用紙は、白地上質紙とする。
- (4) 記載は、縦位置横書とする。
- (5) 印刷は、永年保存に耐え得るものとする。  
手書きによる場合は、楷書でていねいに記載し、文中の外国語は、活字体又はタイプ打ちすること。
- (6) 共著論文あるいはその内容を学位論文として使用する場合は、主な共著者から、学位論文提出者の学位論文とすることについて承諾書を得ること。  
承諾書の様式は、別紙 2 のとおりとする。
- (7) 本製本した学位論文の提出部数は 1 部とし、学位論文の公表のため、併せて学位論文全文の電子データ（PDF ファイル）を提出するものとする。

## II 学位論文の公表について

- (1) 博士の学位を授与された者は、広島大学学位規則（以下「規則」という。）第 14 条第 1 項及び第 3 項に基づき、学位を授与された日から 1 年以内に、学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、規則第 14 条第 2 項及び第 3 項に基づき、学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。
- (2) II（1）のただし書きにある要約したものは、表紙、学位論文の目次、学位論文の要約及び論文目録で構成するものとする。なお、表紙は、別紙 1 - 1，別紙 1 - 2 及び別紙 1 - 3 の要領で作成し、論文題目の下に「(要約) 又は (Digest)」と記載するものとする。
- (3) II（1）の公表は、広島大学学術情報リポジトリを利用して行う。
- (4) II（1）にかかわらず学位論文の内容を分割公表又は一部公表できるものとする。
- (5) II（4）の公表は、単行の書籍又は学術誌等の公刊物（以下「公表誌」という。）に登載して行うこと。なお、自費出版等配付が限定される出版物であっても、大学その他の学術機関等に配付されたものについては、公表誌として扱うことができる。ただし、この場合は、配付先の一覧を添付すること。

[背表紙]

博士論文, 論文題目及び氏名  
を別紙 1 - 2, 別紙 1 - 3 の  
とおり直接印刷する。



[標題紙の次頁]

申請者が必要とする場合は, 審査終了後,  
研究科長及び指導教員の署名を付ける。

なお, 必要としない場合は, この頁は不要  
である。

[標題紙]

表紙と同様 (別紙 1 - 2, 別紙 1 - 3) に  
記載する。ただし, 課程博士の論文について  
は, 研究科名の後に専攻名を記載する。

[見返し紙]

[表紙]

博士論文, 論文題目, 年月, 研究科名及び  
氏名を別紙 1 - 2, 別紙 1 - 3 のとおり直接  
印刷する。

本文が和文の場合は, 全てを和文で記載し,  
本文が英文の場合は, 全てを英文で記載する。

博士論文の英訳は **Doctoral Thesis** とする。

論文題目の位置は, 表紙の上部 1 / 3 の範  
囲に納める。

年月は, 課程博士については審査終了年月  
(3月又は9月), 論文博士については学位申  
請書を提出した年月とする。

研究科名は, 課程博士の場合のみ記載し,  
論文博士の場合は記載しない。

年月, 研究科名, 氏名は表紙の下部 1 / 3  
の範囲に納める。

別紙 1 - 2

課程博士

(1)本文が和文の場合

[背表紙]

博士論文  
総合科学に関する研究  
  
広島一郎

[表紙]

博士論文  
総合科学に関する研究  
  
平成〇〇年 3 月  
広島大学大学院総合科学研究科  
広島一郎

[標題紙]

博士論文  
総合科学に関する研究  
  
平成〇〇年 3 月  
広島大学大学院総合科学研究科  
総合科学専攻  
広島一郎

(2)本文が英文の場合

[背表紙]

Doctoral Thesis A Study on Integrated Arts and Sciences Ichiro Hiroshima

[表紙]

Doctoral Thesis  
A Study on Integrated Arts and Sciences  
  
Ichiro Hiroshima  
Graduate School of Integrated Arts and  
Sciences  
Hiroshima University  
March 2006

[標題紙]

Doctoral Thesis  
A Study on Integrated Arts and Sciences  
  
Ichiro Hiroshima  
Division of Integrated Arts and Sciences  
Graduate School of Integrated Arts and  
Sciences  
Hiroshima University  
March 2006

別紙 1 - 3

論文博士

(1)本文が和文の場合

[背表紙]

博士論文  
総合科学に関する研究  
  
広島一郎

[表紙]

博士論文  
総合科学に関する研究  
  
平成〇〇年〇月  
広島一郎

[標題紙]

博士論文  
総合科学に関する研究  
  
平成〇〇年〇月  
広島一郎

(2)本文が英文の場合

[背表紙]

Doctoral Thesis A Study on Integrated Arts and Sciences Ichiro Hiroshima

[表紙]

Doctoral Thesis  
A Study on Integrated Arts and Sciences  
  
Ichiro Hiroshima  
March 2006

[標題紙]

Doctoral Thesis  
A Study on Integrated Arts and Sciences  
  
Ichiro Hiroshima  
March 2006

承 諾 書

私は、下記の共著論文内容を ○ ○ ○ ○ 氏の学位論文に使用することを承諾し、私の参考論文としては使用しません。

記

1 著 者 名

2 題 目

3 発 表 誌 名

4 卷 (号) ・ 頁 ・ 年

平成○○年○○月○○日

氏 名

印

(注) 用紙の規格は、A 4 判とする。

## 14 博士課程後期修了認定のために行う学位審査(課程博士)に関する

### 申合せ

(平成 21 年 3 月 19 日研究科長決裁)

(趣旨)

第 1 この申合せは、広島大学学位規則総合科学研究科内規(以下「研究科内規」という。)第 15 条の規定に基づき、博士の学位授与の申請及び審査手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(論文提出の基礎資格)

第 2 論文提出日までに、次のいずれかに該当する論文あるいは著書がなければならない。

(1) 査読制度がある学術誌に 1 編以上の論文(筆頭著者に限る。)を掲載しているか、又は論文が受理されていること。

(2) (1)に代わる著書が 1 編以上あるか、又は著書の出版契約が成立していること。

(予備審査)

第 3 論文を提出しようとする者は、所定の期日までに博士論文予備審査願及び論文の概要・草稿を提出し、審査を受けなければならない。

2 博士論文予備審査願を受理した場合は、本研究科の教員 3 名以上からなる予備審査委員会を組織し、その構成員について教務委員会に報告し、研究科教授会の承認を得なければならない。

3 予備審査委員会は、博士論文予備審査の結果を教務委員会に報告し、研究科教授会の承認を得なければならない。

(論文提出)

第 4 論文(本製本)は、次の期限までに提出しなければならない。

(1) 3 月学位授与予定者は、2 月 26 日までとする。

(2) 9 月学位授与予定者は、8 月 25 日までとする。

(その他)

第 5 第 4 に定める期日が次のいずれかに該当する場合は、当該休日の翌日をもってその期日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

附 則

この申合せは、平成 21 年 3 月 19 日から施行する。

(略)

附 則 (平成 25 年 3 月 1 日一部改正)

この申合せは、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 15 広島大学大学院総合科学研究科を単位取得退学した者の学位審査 (論文博士)に関する申合せ

(平成 21 年 4 月 15 日研究科長決裁)

本研究科を単位取得退学後、1 年以内に博士の学位授与を申請する場合は、課程博士と同じ手続により受理及び審査するものとする。

### 附 則

この申合せは、平成 21 年 4 月 15 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

## 16 論文提出による学位審査(論文博士)に関する申合せ

(平成 21 年 4 月 15 日研究科長決裁)

(趣旨)

第 1 この申合せは、広島大学学位規則総合科学研究科内規(以下「研究科内規」という。)第 15 条の規定に基づき、論文提出による博士の学位授与の申請及び審査手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請要件)

第 2 論文提出による博士の学位授与の申請をする者(以下、「申請者」という。)は、査読制度がある学術誌に 3 編以上の論文(筆頭著者に限る。)を掲載しているか、若しくはそれに代わる著書が 1 編以上なければならない。

(事前検討)

第 3 申請者から提出された学位申請論文の事前検討を行うために世話教員を置く。世話教員は、本研究科博士課程後期担当教員でなければならない。

2 申請者は、世話教員に次の書類を提出する。

- (1) 学位申請論文の概要
- (2) 学位申請論文(仮綴じ可)
- (3) 申請要件に合致する発表論文・著作物の目録
- (4) 履歴書

3 世話教員は、事前検討の主査として、論文の内容と関連のある本研究科の教員 3 名以上からなる事前検討会を組織し、その構成員について教務委員会で承認を得なければならない。

4 事前検討会は、提出された書類に基づいて学位申請の可否を審査し、その結果を教務委員会に報告しなければならない。

5 教務委員会は、学位の申請を認めた場合は、申請者に学位申請の手続を取らせるものとする。

(学位申請)

第 4 学位の申請を認められた申請者は、研究科内規第 9 条に基づき書類を研究科長に提出するものとする。また、研究科内規第 8 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当する場合は、研究歴を証明する書類を提出しなければならない。

(論文の受理審査)

第 5 研究科内規第 10 条に基づき博士の学位授与の申請があった場合は、研究科長は受理すべきか否かを教授会に諮る前にその審議を教務委員会に付託するものとする。

(審査委員会・試問委員会)

第 6 論文を受理した場合、研究科長は審査委員会及び試問委員会の構成員の審議を教務委員会に付託するものとする。

(試問に課す外国語)

第 7 学位規則第 6 条第 3 項に規定する外国語は 1 種類とする。

附 則

この申合せは、平成 21 年 4 月 15 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 2 月 17 日一部改正)

この申合せは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。



## 17 教育職員免許状の取得について

高等学校教諭一種免許状の地理歴史，公民及び理科を取得している者が，下記の表に示してある授業科目のうちから24単位以上取得すれば，高等学校教諭専修免許状の授与を申請することができます。

教育職員免許法に定める科目一覧

免許状の種類	免許教科	免許法上の科目区分	該当する授業科目	
高等学校教諭専修免許状	地理歴史	地理歴史の関係科目	持続可能地域論 文明共存論 科学・技術・社会論 民族学研究 社会文化史 比較教育社会論 異文化理解	日本地域研究 アジア地域研究 アジア文化論(表象文化) アジア文化論(伝統文化) ヨーロッパ地域研究 英米地域研究 英米社会論(歴史) 英米社会論(国際関係)

教育職員免許法に定める科目一覧

免許状の種類	免許教科	免許法上の科目区分	該当する授業科目	
高等学校教諭専修免許状	公民	公民の関係科目	社会行動論 現代思想 応用倫理学 美的存在論 藝術存在論 藝術文化論 地域環境基礎論 社会動態論	社会階層論 福祉社会論 世界経済体制論 産業システム論 宗教学 象徴人類学研究 ヨーロッパ思潮社会論

教育職員免許法に定める科目一覧

免許状の種類	免許教科	免許法上の科目区分	該当する授業科目	
高等学校教諭専修免許状	理科	理科の関係科目	代謝生化学 脳情報制御学 神経情報制御論 脳機能解析学 保全生態学 共生微生物学 生物多様性科学(環境科学入門) 地球構成物質論 表層物質動態論	表層環境変動論 気候変動災害論 複雑系基礎論 複雑系物質論 複雑系構造論 相関系量子論 相関系物質論 相関系計測論

## 18 21世紀科学プロジェクト群について

### 1. 21世紀科学プロジェクト群とは

本研究科がめざす「総合科学」は、従来の専門分化した学問の枠組みや方法論（パラダイム）の転換であり、それを具現化するのが21世紀科学プロジェクト群です。21世紀科学プロジェクト群には、「総合科学研究プロジェクト」、「教養教育研究開発プロジェクト」、「平和科学研究プロジェクト」の3つのプロジェクトがあり、これらのうち「総合科学研究プロジェクト」と「平和科学研究プロジェクト」は、学生と教員が協同して実施するプロジェクトです。参画する教員は、各部門にも所属していますが、学生は部門・領域に所属せず、このプロジェクトで学位を取得します。学生、主指導教員及び副指導教員は、参画する特定のプロジェクトチームのメンバーとして研究活動を行います。

### 2. プロジェクト研究紹介（平成27年4月1日現在）

各プロジェクトは5年ごとに見直しを行っていますが、現在下記5つのプロジェクトチームが継続して活動しています。

プロジェクト	プロジェクトチーム	概要
総合科学研究プロジェクト	言語と情報研究	人類と共に歩み続ける人間言語と進化する情報ネットワーク。古くて新しい言葉と情報の世界を、言語学・情報学・認知科学・社会科学・文化人類学・文学などの立場から総合的に研究し、情報化社会のあり方を模索するプロジェクトです。
	文明と自然研究	人は自然とどうかかわって生きてきたか、現在は何のような状況にあるのか、そして未来は？このような地球規模の課題を、まずは私たちの足もと、瀬戸内海地域の自然と人々の暮らしを起点に考えます。
	リスク研究	現代社会の抱えるさまざまなリスクを、自然・社会・文化といった複合的な視点から、また国家・地域・集団・個人といった階層的な視点から捉えることで、リスク生起のメカニズムを解明し、リスクコミュニケーションやリスク管理のあり方について研究を行います。
	資源エネルギー研究	資源エネルギーの利用に際しては、分配、枯渇地域や地球環境への配慮などの問題がありますが、これらは現代社会のさまざまな問題群と密接に関係しているため、自然科学・社会科学・人文科学のあらゆる側面から総合的に対処する必要があります。
平和科学研究プロジェクト	ヒロシマ平和学	「ヒロシマ平和学」の構築をめざすこのプロジェクトは、「ヒロシマの復興」「環境平和学の試み」「ヒロシマ韓国学の試み」の三つの研究課題を設け、広島大学内はもとより、他大学・他研究機関の研究者、資料館・図書館、地元マスコミなどに積極的に参加を呼びかけ、あらゆる意味での「平和」の実現を共通の目標に設定し、関係する資料収集と保存、公開講座による市民への研究成果の公表、教養教育における関連授業科目の開講などを主な活動とします。

### 3. 21世紀科学プロジェクト群への参画

原則として、21世紀科学プロジェクト群の所属として入学した学生を対象とします。

ただし、部門・領域の所属として入学した場合でも、入学直後に提出する「研究題目届」により、21世紀科学プロジェクト群への所属変更を願い出ることができます。（主指導教員と十分に協議をしてください。）

なお、「研究題目届」提出後は、21世紀科学プロジェクト群への参画は、原則として認められません。

### 4. 教育課程・履修基準

博士課程前期の学生は、主指導教員と協議の上、専門的な研究能力を高める教育課程を自主編成します。参画する特定のプロジェクトチームの研究内容に合わせて、部門の専門科目や他研究科の専門科目を履修することができます。

博士課程後期の学生は、博士課程前期の内容を発展・応用し、総合的な思考能力と手法により課題解決能力を育成するための教育課程を編成します。

#### 【博士課程前期】

区 分	授業科目名	要修得単位数
必修科目	総合科学演習	2
	コア科目	4
	特別研究	8
自由選択科目	(自主編成)	16
合計		30

#### 【博士課程後期】

区 分	授業科目名	要修得単位数
必修科目	研究演習	8
合計		8

### 5. 研究発表

学生は、主指導教員及び副指導教員の指導のもと、参画するプロジェクトチームが運営する研究会において、研究発表を行います。

### 6. プロジェクト終了時の研究指導

各プロジェクトチームの研究期間は、5年となっています。

在学中に参画しているプロジェクトチームの研究期間が終了した場合は、当該プロジェクトチームで研究指導体制を継続する、または、従前の研究指導体制のまま新たなプロジェクトチームに参画するなどの方法で、学位取得まで研究指導が継続されます。詳しくは、主指導教員または総合科学研究科支援室（大学院課程担当）へご相談ください。

### 7. その他

履修及び学位審査に関する手続きは、部門・領域に所属する学生と同じです。

また、文理融合型リサーチマネージャー養成プログラムを履修することもできます。

## 19 文理融合型リサーチマネージャー養成プログラムについて

現代社会が抱える錯綜した問題は、狭い専門知識や細分化された技術による解決は困難であり、文理の壁を越えた幅広い教養と見識をもった人物が求められています。文理融合型リサーチマネージャー養成プログラムは、まさにそれを実践する人材として「文理融合型リサーチマネージャー」を養成することを目的とした教育プログラムです。本プログラムでは、問題解決のために必要な分野を同定し、異分野混成型プロジェクトを積極的に企画立案しうる能力とともに、そのプロジェクトに潜在するリスクをも予測して行動できる幅広い教養と想像力と実行能力の養成を目指します。具体的には、シンクタンクの主任研究員や自治体や企業のプロジェクトリーダーなどの養成を行います。

本プログラムは総合科学研究科に所属する大学院生であれば、どなたでも参加できます。必要な基準を満たしたことが認められると、「文理融合型リサーチマネージャー基礎コース修了証」又は「文理融合型リサーチマネージャー認定証」が授与されます。

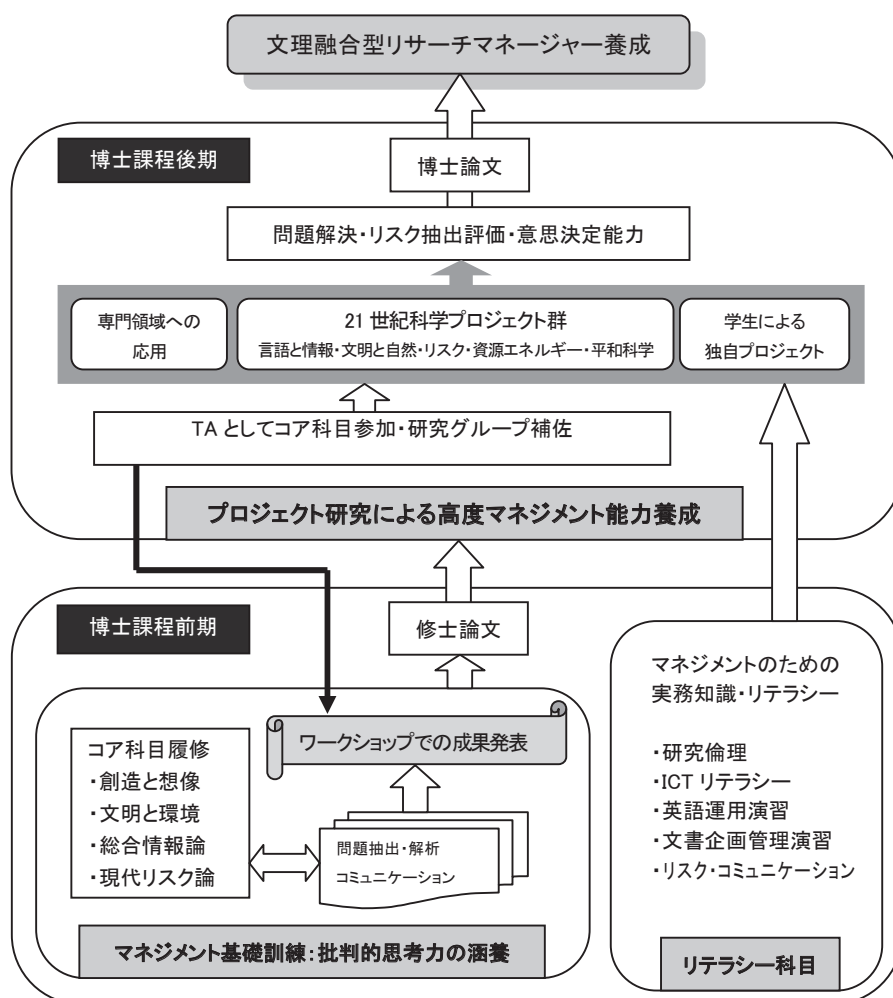


図 文理融合型リサーチマネージャー養成プログラムの履修プロセス

## 1. コース概要

コース名	文理融合型リサーチマネージャー 基礎コース	文理融合型リサーチマネージャー 実践コース
証書名	文理融合型リサーチマネージャー基礎コース修了証	文理融合型リサーチマネージャー認定証
対 象	全学生対象 (主に博士課程前期学生向け, 博士課程後期学生も 修得可能)	主に博士課程後期学生向け
内 容	文理融合型プロジェクトを推進するための基礎的 な力の養成を目指す。	プロジェクト活動において主導的役割を担うた めの実践的な力の養成を目指す。

## 2. 修了要件

### (1) 文理融合型リサーチマネージャー基礎コース

次の表の基礎コース①～④から 3つを選択する。

### (2) 文理融合型リサーチマネージャー実践コース

次の表の基礎コース①～④から 1つ(基礎コース修了者は不要)及び実践コース⑤～⑨から 2つを選択する。

	内 容	摘 要
基礎 コース	① コア科目受講 (1科目)	・単位修得
	② リテラシー科目受講(2科目)	・単位修得
	③ 学内・学外における講演会, セミナー, シンポジウムに参加し, 報告書を作成・提出する (4件分)	・自分自身の専攻・専門分野に限らず(偏らず), 文理融合的内容はもちろん, 広く教養や知識を養うことを目的として受講することが望ましい。 ・他大学や学会など学外で開催される講演会, セミナー, シンポジウムも対象とするが, 4件分のうち2件以上は総合科学研究科主催のものとする。 ・4件分の報告書*を作成後, 指導教員に押印してもらい, RM 事務室に提出する。
	④ 研修やプロジェクトに参加し, 報告書を作成・提出する (1回)	・21世紀科学プロジェクトをはじめ, 学内・学外で実施される研修またはプロジェクトを対象とする。ただし, 研究に関連したものとする。 ・報告書*を作成し, 関係する教員又は主催者のコメントを添えて提出する。
実践 コース	⑤ コア科目の TA (1セメ)	・左記活動に関して報告書*を作成し, コア科目担当教員によるコメントを添えて提出する。
	⑥ 21世紀科学プロジェクトにおける活動	・21世紀科学プロジェクトにおいてコーディネーター, 実施責任者などの主導的役割を果たした場合に限る。 ・左記活動についての報告書*を作成し, 関係する教員のコメント及び証明書を添えて提出する。
	⑦ 学内・学外における研究プロジェクトの企画立案, 運営などの活動を実施し, 報告書を作成・提出する (1回)	・研究プロジェクトのコーディネーター, 実施責任者などの主導的役割を果たした場合に限る。 ・学会などにおけるシンポジウム, ワークショップなどの企画運営やコーディネーターなども含む。 ・左記活動についての報告書*を作成し, 関係する教員のコメント及び証明書を添えて提出する。
	⑧ 学生独自プロジェクトにおいて, 申請書作成(計画立案)・研究を執行し, 報告書を作成・提出する (1回)	・学生独自プロジェクトは, 年に1度募集を行う。提出された申請書が, RM 運営委員会による審査を経て, 採択されたものを対象とする。
	⑨ 査読論文受理 (1本)	・論文は, RM や 21世紀科学プロジェクトに関する内容であること(投稿するジャーナルは問わない)。

\* 各種報告書には, 規定フォーマットがあります。以下の WEB サイトからダウンロードしてください。

## 3. 問い合わせ先

RM 事務室 (総合科学研究科 C616), Tel:082-424-6518, URL : <http://www.hiroshima-u.ac.jp/rm/index.html>



## **II 關係諸規則等**





# 1 広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 9 条)
  - 第 2 章 入学(第 10 条－第 18 条)
  - 第 3 章 教育課程(第 19 条－第 27 条)
  - 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条－第 31 条)
  - 第 5 章 休学及び退学(第 32 条－第 35 条)
  - 第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条－第 38 条)
  - 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条－第 43 条)
  - 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条－第 46 条)
  - 第 9 章 授業料(第 47 条－第 51 条)
  - 第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条－第 54 条)
  - 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系)
	第二類(科学文化教育系)
	第三類(言語文化教育系)
	第四類(生涯活動教育系)
	第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科
	物理科学科
	化学科
	生物科学科
	地球惑星システム学科
医学部	医学科
	保健学科

歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科 薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科

2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

第 2 条の 2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(収容定員)

第 3 条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

第 4 条 本学の修業年限は、4 年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあつては、6 年とする。

第 5 条 第 52 条の 2 に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の 2 分の 1 を超えないものとする。

(在学年限)

第 6 条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8 年とする。

2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12 年とする。

3 工学部の在学年限は、6 年とする。

(学年)

第 7 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 8 条 学年は、前期及び後期の 2 期に分け、前期を 4 月 1 日から 9 月 30 日まで、後期を 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第 9 条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 春季休業 4 月 1 日から 4 月 7 日まで

- (4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで
- (5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで
- 2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。
- 3 臨時の休業日は、その都度別に定める。
- 4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

## 第2章 入学

### (入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

### (入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

### (入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあっては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

- 2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあっては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)とする。
- 3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあっては18,000円)とする。

(入学試験)

第 13 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第 14 条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

(1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願  
い出た者

(2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願  
い出た者

(3) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の  
学位を授与され本学に入學を願  
い出た者

2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入學を願  
い出た者につ  
いては、選考の上、再入学として入学を許可することができる。

3 前 2 項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議  
を経て、学部長が行う。

(合格者の決定)

第 15 条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 16 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手  
続書類」という。)を提出するとともに、入学料 282,000 円(夜間主コースにあつては 141,000  
円)を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 16 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除  
し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フ  
ェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第 16 条の 3 学長は、第 16 条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中  
の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入學を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第 17 条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、  
当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第 13 条の入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、  
検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 13,000 円(夜間主コースに  
あつては 7,800 円)

(2) 第 12 条第 1 項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試  
センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000  
円(夜間主コースにあつては 7,800 円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額  
(編入学)

第 18 条 本学は、第 11 条及び第 14 条の規定にかかわらず、本学の第 3 年次又は第 2 年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

### 第 3 章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第 19 条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第 19 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第 19 条の 3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則、専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)



第 19 条の 4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第 2 項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第 19 条の 5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 20 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 21 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第 23 条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 24 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第 25 条 学生は、第 23 条第 2 項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第 26 条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。  
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 4 章 他の大学等における授業科目の履修

(学生交流)

第 28 条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第 3 項及び第 4 項、第 30 条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第 29 条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。

3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第 1 項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

5 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 2 項、次条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。

7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 30 条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第 28 条第 2 項、前条第 3 項及び第 4 項並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第 1 年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第 31 条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第 1 年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第 1 年次に入学した者が入学前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第 28 条第 2 項、第 29 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 前 3 項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第 5 章 休学及び退学

(休学)

第 32 条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学の期間は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に 1 年以内の休学を許可することがある。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であつて、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 17 条第 9 号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 4 前項の休学期間は、引き続き 4 年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に 1 年以内の休学を許可することがある。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。
- 7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第 33 条 休学期間(前条第 4 項及び第 6 項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第 34 条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)



第 35 条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

#### 第 6 章 転学部、転学科及び転学

##### (転学部)

第 36 条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

##### (転学科等)

第 37 条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

##### (転学)

第 38 条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

#### 第 7 章 賞罰及び除籍

##### (表彰)

第 39 条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

##### (懲戒)

第 40 条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 41 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学内の秩序を著しく乱した者
- (5) 学生の本分に著しく反した者

第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

##### (除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって、納付すべき入学料を納付しないもの
- (2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者
- (3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

## 第8章 卒業及び学位の授与

### (卒業の要件)

第44条 第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位以上、薬学部薬学科にあつては186単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第19条の2第2項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

(1) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては188単位、薬学部薬学科にあつては186単位。以下同じ。)の場合は、60単位を超えないものとする。

(2) 卒業の要件として修得すべき単位数が124単位を超える場合は、第19条の2第1項の授業の方法によって64単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては128単位、薬学部薬学科にあつては126単位)以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

### (早期卒業)

第45条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に3年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第147条に定める要件を満たしている場合には、第4条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

### (卒業証書及び学位の授与)

第46条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 授業料

### (授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあつては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。

- (1) 特別の事情により期中の途中において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者 月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
  - (2) 学年の途中で卒業する者 月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日
  - (3) 月割分納を許可された者 その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
  - (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者 許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日
- 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第49条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第50条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第51条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額

(2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額

(3) 9月30日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第10章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第 52 条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条の 2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第 53 条 第 13 条、第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生は、定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第 53 条の 2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 法学部夜間主コース及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度から平成 18 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法学部	法学科夜間主コース	270	240	210
	計	850	820	790
総 計		9,840	9,790	9,760

3 経済学部夜間主コース及び学部の収容定員、生物生産学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、別表の規定にかかわらず、平成 16 年度にあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員
経済学部	経済学科夜間主コース	270
	計	890
生物生産学部	生物生産学科	390
	計	390
総 計		9,840

- 平成 15 年度以前に入学した学生の教育課程及び卒業要件等については、この通則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成 16 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、学士入学、転入学又は再入学する者の教育課程における旧広島大学通則(昭和 26 年 10 月 1 日制定。以下「旧規程」という。)については、この通則の施行後もなおその効力を有する。
- この通則の施行の際旧規程附則により存続するものとされた学部、学科及び課程については、なお存続するものとする。

(略)

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号)

- この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 医学部の医学科及び学部並びに全学部の入学定員並びにその収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則(以下「新通則」という。)別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年 度	入学定員			収容定員		
	医学科	医学部計	総計	医学科	医学部計	総計
平成 21 年度	110	230	2,350	610	1,130	9,905
平成 22 年度	117	237	2,357	627	1,147	9,960
平成 23 年度	117	237	2,357	644	1,164	10,015
平成 24 年度	117	237	2,357	661	1,181	10,032
平成 25 年度	120	240	2,357	681	1,201	10,049
平成 26 年度	120	240	2,357	701	1,221	10,066
平成 27 年度	120	240	2,357	711	1,231	10,073
平成 28 年度	120	240	2,357	714	1,234	10,073
平成 29 年度	120	240	2,357	717	1,237	10,073
平成 30 年度	115	235	2,352	715	1,235	10,068
平成 31 年度	115	235	2,352	710	1,230	10,063
平成 32 年度				695	1,215	10,051
平成 33 年度				680	1,200	10,039
平成 34 年度				665	1,185	10,027
平成 35 年度				650	1,170	10,015
平成 36 年度				640	1,160	10,008

- 歯学部の口腔保健学科は、新通則第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 歯学部の口腔保健学科及び口腔健康科学科の収容定員は、新通則別表の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 23 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

学部名	学科等名	収容定員		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
歯学部	口腔保健学科	120	80	40
	口腔健康科学科	40	80	120

- 5 新通則第 26 条の規定は、平成 20 年度以前に入学した学生には適用しない。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 13 号)

- この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 全学部の入学定員並びに歯学部の歯学科及び学部の収容定員並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員		
	総計	歯学科	歯学部計	総計
平成 23 年度	2,355	348	508	10,008
平成 24 年度	2,355	341	501	10,018
平成 25 年度	2,358	334	494	10,031
平成 26 年度	2,358	327	487	10,044
平成 27 年度	2,358	320	480	10,047
平成 28 年度	2,358			10,048
平成 29 年度	2,358			10,051
平成 30 年度	2,353			10,049
平成 31 年度	2,353			10,044
平成 32 年度				10,029
平成 33 年度				10,014
平成 34 年度				9,999
平成 35 年度				9,984
平成 36 年度				9,974

(略)

附 則

- この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 医学部の保健学科及び学部並びに全学部の収容定員は、この規則による改正後の広島大学通則別表の規定にかかわらず、平成 27 年度から平成 36 年度までにあつては、次の表のとおりとする。



年度	収容定員		
	保健学科	医学部計	総計
平成 27 年度	500	1,211	10,027
平成 28 年度		1,194	10,008
平成 29 年度		1,197	10,011
平成 30 年度		1,195	10,009
平成 31 年度		1,190	10,004
平成 32 年度		1,175	9,989
平成 33 年度		1,160	9,974
平成 34 年度		1,145	9,959
平成 35 年度		1,130	9,944
平成 36 年度		1,120	9,934

別表(第 3 条関係)

収容定員

学部名	学科等名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合科学部	総合科学科	130		520
	計	130		520
文学部	人文学科	140	10	580
	計	140	10	580
教育学部	第一類(学校教育系)	180		720
	第二類(科学文化教育系)	88		352
	第三類(言語文化教育系)	84		336
	第四類(生涯活動教育系)	88		352
	第五類(人間形成基礎系)	55		220
	計	495		1,980
法学部	法学科	140	10	580
	昼間コース			
	夜間主コース	40	10	180
	計	180	20	760
経済学部	経済学科	150	10	620
	昼間コース			
	夜間主コース	60	10	260
	計	210	20	880
理学部	数学科	47	10	188
	物理科学科	66		264
	化学科	59		236
	生物科学科	34		136
	地球惑星システム学科	24		96
	計	230	10	940
医学部	医学科	105		630
	保健学科	120		480
	計	225		1,110

歯学部	歯学科	53		318
	口腔健康科学科	40		160
	計	93		478
薬学部	薬学科	38		228
	薬科学科	22		88
	計	60		316
工学部	第一類(機械システム工学系)	105	10	420
	第二類(電気・電子・システム・情報系)	135		540
	第三類(化学・バイオ・プロセス系)	115		460
	第四類(建設・環境系)	135		540
	計	490	10	1,980
生物生産学部	生物生産学科	90	10	380
	計	90	10	380
総計		2,343	80	9,924



## 2 広島大学大学院規則

(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 3 号)

(全部改正)

広島大学大学院規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 13 条)
- 第 2 章 入学(第 14 条－第 24 条)
- 第 3 章 教育課程(第 25 条－第 36 条)
- 第 4 章 休学, 退学及び転学(第 37 条－第 39 条)
- 第 5 章 賞罰及び除籍(第 40 条－第 42 条)
- 第 6 章 課程の修了及び学位の授与(第 43 条－第 48 条)
- 第 7 章 授業料(第 49 条)
- 第 8 章 特別研究学生(第 50 条－第 52 条)
- 第 9 章 研究生及び科目等履修生等(第 53 条－第 54 条の 3)
- 第 10 章 教員組織(第 55 条)
- 第 11 章 雑則(第 56 条・第 57 条)

附則

### 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第 2 条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(本学大学院の課程)

第 3 条 本学大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 博士課程(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻を除く。)は、前期の課程(以下「博士課程前期」という。)及び後期の課程(以下「博士課程後期」という。)に区分する。

3 博士課程前期は、修士課程として取り扱うものとする。

4 第 2 項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。

(課程及び専攻等)

第 4 条 本学大学院の各研究科に、次の課程及び専攻を置く。

総合科学研究科(博士課程)

総合科学専攻

文学研究科(博士課程)

人文学専攻

教育学研究科(博士課程)

学習科学専攻(博士課程前期)

特別支援教育学専攻(博士課程前期)

科学文化教育学専攻(博士課程前期)

言語文化教育学専攻(博士課程前期)

生涯活動教育学専攻(博士課程前期)

教育学専攻(博士課程前期)

心理学専攻(博士課程前期)

高等教育開発専攻(博士課程前期)

学習開発専攻(博士課程後期)

文化教育開発専攻(博士課程後期)

教育人間科学専攻(博士課程後期)

社会科学研究科(博士課程)

法政システム専攻

社会経済システム専攻

マネジメント専攻

理学研究科(博士課程)

数学専攻

物理科学専攻

化学専攻

生物科学専攻

地球惑星システム学専攻

数理分子生命理学専攻

先端物質科学研究科(博士課程)

量子物質科学専攻

分子生命機能科学専攻

半導体集積科学専攻

医歯薬保健学研究科(博士課程)

医歯薬学専攻

口腔健康科学専攻

薬科学専攻

保健学専攻

医歯科学専攻(修士課程)

工学研究科(博士課程)

機械システム工学専攻

機械物理工学専攻

システムサイバネティクス専攻

情報工学専攻

化学工学専攻

応用化学専攻  
社会基盤環境工学専攻  
輸送・環境システム専攻  
建築学専攻

生物圏科学研究科(博士課程)

生物資源科学専攻  
生物機能開発学専攻  
環境循環系制御学専攻

国際協力研究科(博士課程)

開発科学専攻  
教育文化専攻

法務研究科(専門職学位課程)

法務専攻

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(修士課程及び博士課程前期の標準修業年限)

第6条 修士課程及び博士課程前期の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合は、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士課程後期の標準修業年限)

第7条 博士課程後期の標準修業年限は、3年とする。

(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限)

第8条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限は、4年とする。

(法務研究科の標準修業年限)

第9条 法務研究科の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第10条 本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は、修士課程又は博士課程前期は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の年数)、博士課程後期及び法務研究科は6年、医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻は8年とする。

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第 13 条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日(社会科学研究科のマネジメント専攻にあっては日曜日及び月曜日)
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 春季休業 4 月 1 日から 4 月 7 日まで
- (4) 夏季休業 8 月 11 日から 9 月 30 日まで
- (5) 冬季休業 12 月 26 日から翌年 1 月 5 日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第 3 号から第 5 号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前 3 項に定める休業日に授業を実施することができる。

## 第 2 章 入学

(入学の時期)

第 14 条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第 15 条 修士課程若しくは博士課程前期又は法務研究科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 104 条第 4 項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22 歳に達したもの
- (10) 大学に 3 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

第 16 条 博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者

- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者であつて、24歳に達したもの

第17条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学の学部において医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修してこれらの学部を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位(専攻分野が医学、歯学又は獣医学)を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 法第102条第2項の規定により大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に入学した者であつて、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であつて、24歳に達したもの
- (9) 大学の医学、歯学若しくは獣医学を履修する課程又は薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに4年以上在学した者(これに準ずる者

として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学出願手続)

第 18 条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料 30,000 円を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学大学院に提出しなければならない。

2 法務研究科における次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 段階目の選抜に係る額は 7,000 円とし、第 2 段階目の選抜に係る額は 23,000 円とする。

3 第 1 項の規定は、第 39 条第 1 項の規定により入学を志願する場合について準用する。

(入学試験)

第 19 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(合格者の決定)

第 20 条 入学を許可すべき者は、各研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 21 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料 282,000 円を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 22 条 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第 23 条 学長は、第 21 条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第 24 条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 法務研究科における第 19 条に規定する入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 23,000 円

(2) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(3) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

第 3 章 教育課程

(授業科目及び履修方法)

第 25 条 本学大学院各研究科の授業科目及びその履修方法は、各研究科細則において定める。



2 本学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(次条に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する学生に限り履修できるものを除く。)については、別に定める。

(博士課程リーダー育成プログラム)

第 25 条の 2 独創的に課題に挑み、幅広い知識をもとに物事の本質を見抜く力等を備えたリーダーを育成するため、従来の学問分野・研究領域の枠組みを超えた学位プログラムとして、博士課程リーダー育成プログラムを開設する。

2 博士課程リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

第 26 条 本学大学院の授業の方法については通則第 19 条の 2 の規定を、単位数の計算の基準については通則第 19 条の 3 の規定を準用する。

(研究指導)

第 27 条 本学大学院の学生(法務研究科の学生を除く。)は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、第 43 条第 1 項に規定する単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けなければならない。ただし、第 16 条第 2 号から第 8 号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については、この限りでない。

2 各研究科(法務研究科を除く。)は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上、学生が、当該他の大学院若しくは研究所等において、又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第 28 条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

第 29 条 単位の授与については、通則第 19 条の 4 の規定を準用する。この場合において、「及び出席状況」とあるのは、「又は研究報告」と読み替えるものとする。

(授業科目の成績評価)

第 30 条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 31 条 法務研究科の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、法務研究科の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 32 条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科

において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 33 条 教員の免許状授与の所要資格の取得については、通則第 24 条の規定を準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 34 条 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学生交流及び留学等)

第 35 条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科の教授会の議を経て、10 単位(法務研究科にあつては 30 単位。ただし、93 単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて 10 単位(法務研究科にあつては、次条第 1 項及び第 45 条第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(第 1 項ただし書及び第 45 条第 2 項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。

- 4 学生交流及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第 36 条 研究科が教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10 単位(法務研究科にあつては、前条第 1 項及び第 2 項並びに第 45 条第 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 30 単位(前条第 1 項ただし書及び第 45 条第 2 項ただし書の規定により 30 単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。

- 3 前 2 項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第 4 章 休学、退学及び転学

(休学)

第 37 条 休学については、通則第 32 条から第 34 条までの規定を準用する。

(退学)

第 38 条 退学については、通則第 35 条の規定を準用する。

(転学)



第 39 条 他の大学院及び国際連合大学の課程から転学を志願する者については、各学期の始めに限り、試験の上、許可することがある。

2 本学大学院の学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、願い出なければならぬ。

#### 第 5 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 40 条 表彰については、通則第 39 条の規定を準用する。

(懲戒)

第 41 条 懲戒については、通則第 40 条から第 42 条までの規定を準用する。

(除籍)

第 42 条 除籍については、通則第 43 条の規定を準用する。

#### 第 6 章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第 43 条 修士課程及び博士課程前期の修了の要件は、大学院に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該研究科の教授会の議を経て研究科長がその修士課程及び博士課程前期の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 博士課程前期については、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前 2 項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、当該研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

第 44 条 博士課程の修了の要件は、大学院に 5 年(修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻においては 4 年)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に 3 年(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻以外の博士課程の学生で修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者及び前条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程における在学期間に 3 年を加えた期間以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究

指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第16条第2号から第8号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、当該研究科に定めがあるときはその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第45条 法務研究科の修了の要件は、3年以上在学し、かつ、93単位以上で法務研究科が定める単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず法務研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

- 3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第35条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第35条第1項ただし書及び前項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)を超えないものとする。

(学位の授与)

第46条 学長は、本学大学院を修了した者に、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

- 3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文、最終試験)

第47条 第43条及び第44条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

第48条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科の教授会の審査を経て、研究科長が決定する。

- 2 審査決定の方法は、各研究科が定める。

## 第7章 授業料

(授業料)

第49条 授業料の年額は、535,800円(法務研究科にあつては804,000円)とする。ただし、第32条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの標準

修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。
- 3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 4 前3項に定めるもののほか、授業料の納付手続等については、通則第47条第2項から第51条までの規定を準用する。

#### 第8章 特別研究学生

(特別研究学生)

第50条 各研究科は、他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることを認めることができる。

(特別研究学生の授業料等)

第51条 特別研究学生に係る授業料は、広島大学研究生規則(平成16年4月1日規則第10号)第8条に規定する額と同額とする。ただし、国立大学の大学院学生であるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、授業料を徴収しない。

- (1) 公立又は私立の大学との間で締結した大学間特別研究学生交流協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
  - (2) 外国の大学院等との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- 2 特別研究学生は、前項に規定する額を、研究指導を受けようとする期間に応じ6月分ずつ(研究指導を受けようとする期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。
  - 3 既納の授業料は、返還しない。
  - 4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

(規則の準用)

第52条 この章に定めるもののほか、特別研究学生には、本学大学院の学生に関する規定を準用する。

#### 第9章 研究生及び科目等履修生等

(研究生)

第53条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第54条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(法務研修生)

第 54 条の 2 法務研究科を修了した者で、修了後引き続き法務研究科において自己学習をすることを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、法務研修生として受け入れることができる。

2 法務研修生に関し必要な事項は、法務研究科が定める。

(履修証明プログラム)

第 54 条の 3 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

## 第 10 章 教員組織

(教員組織)

第 55 条 各研究科(法務研究科を除く。)における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

2 各研究科(法務研究科を除く。)における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

3 法務研究科における授業は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

## 第 11 章 雑則

(雑則)

第 56 条 研究科長は、研究科細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この規則に定めるもののほか、本学大学院の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

第 57 条 通則をこの規則に準用する場合は、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

## 附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 教育学研究科の障害児教育学専攻は、第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(略)

## 附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 26 号)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正前の広島大学大学院規則第 4 条に規定する保健学研究科及び医歯薬学総合研究科並びにその各専攻は、この規則による改正後の広島大学大学院規則(以下「新規則」という。)第 4 条及び別表の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 保健学研究科,医歯薬学総合研究科及び医歯薬保健学研究科の各専攻及び各研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は,新規則別表の規定にかかわらず,平成24年度から平成26年度にあつては,次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程, 博士課程前期又は専門職学位課程	博士課程又は博士課程後期			
		収容定員		収容定員		
		平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
保健学研究科	保健学専攻	34	34	17		
	計	34	34	17		
医歯薬学総合研究科	創生医科学専攻		171	114	57	
	展開医科学専攻		138	92	46	
	薬学専攻		24	12		
	薬科学専攻	20				
	医歯科学専攻	20				
	口腔健康科学専攻	12	4	4		
	計	52	337	222	103	
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻		97	194	291	
	口腔健康科学専攻	12	4	8		
	薬科学専攻	18	3	6		
	保健学専攻	34	15	30		
	医歯科学専攻	12				
	計	76	119	238	357	
総計		2,188	1,603	1,590	1,573	

(略)

#### 附 則

- この規則は,平成27年4月1日から施行する。
- 法務研究科の法務専攻及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は,この規則による改正後の広島大学大学院規則別表の規定にかかわらず,平成27年度及び平成28年度にあつては,次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程, 博士課程前期又は専門職学位課程	
		収容定員	
		平成27年度	平成28年度
法務研究科	法務専攻	132	120
	計	132	120
総計		2,166	2,154

別表(第5条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程, 博士課程前期又は専門職学位課程		博士課程又は博士課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合科学研究科	総合科学専攻	60	120	20	60
	計	60	120	20	60
文学研究科	人文学専攻	64	128	32	96
	計	64	128	32	96
教育学研究科	学習科学専攻	19	38	—	—
	特別支援教育学専攻	5	10	—	—
	科学文化教育学専攻	35	70	—	—
	言語文化教育学専攻	34	68	—	—
	生涯活動教育学専攻	25	50	—	—
	教育学専攻	15	30	—	—
	心理学専攻	19	38	—	—
	高等教育開発専攻	5	10	—	—
	学習開発専攻	—	—	9	27
	文化教育開発専攻	—	—	22	66
	教育人間科学専攻	—	—	18	54
	計	157	314	49	147
社会科学研究科	法政システム専攻	24	48	5	15
	社会経済システム専攻	28	56	8	24
	マネジメント専攻	28	56	14	42
	計	80	160	27	81
理学研究科	数学専攻	22	44	11	33
	物理科学専攻	30	60	13	39
	化学専攻	23	46	11	33
	生物科学専攻	24	48	12	36
	地球惑星システム学専攻	10	20	5	15
	数理分子生命理学専攻	23	46	11	33
	計	132	264	63	189
先端物質科学研究科	量子物質科学専攻	25	50	12	36
	分子生命機能科学専攻	24	48	11	33
	半導体集積科学専攻	15	30	7	21
	計	64	128	30	90
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻	—	—	97	388
	口腔健康科学専攻	12	24	4	12
	薬科学専攻	18	36	3	9
	保健学専攻	34	68	15	45
	医歯科学専攻	12	24	—	—
	計	76	152	119	454



工学研究科	機械システム工学専攻	28	56	9	27
	機械物理工学専攻	30	60	10	30
	システムサイバネティクス専攻	34	68	11	33
	情報工学専攻	37	74	13	39
	化学工学専攻	24	48	8	24
	応用化学専攻	26	52	9	27
	社会基盤環境工学専攻	20	40	7	21
	輸送・環境システム専攻	20	40	7	21
	建築学専攻	21	42	7	21
	計	240	480	81	243
生物圏科学研究科	生物資源科学専攻	30	60	12	36
	生物機能開発学専攻	24	48	12	36
	環境循環系制御学専攻	19	38	9	27
	計	73	146	33	99
国際協力研究科	開発科学専攻	43	86	22	66
	教育文化専攻	28	56	14	42
	計	71	142	36	108
法務研究科	法務専攻	36	108	—	—
	計	36	108	—	—
総計		1,053	2,142	490	1,567

### 3 広島大学学生交流規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)

広島大学学生交流規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
  - 第 2 章 派遣学生(第 3 条―第 10 条)
  - 第 3 章 特別聴講学生(第 11 条―第 18 条)
  - 第 4 章 雑則(第 19 条)
- 附則

#### 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)
- (2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの
- (3) 国際連合大学



- 4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。
- 5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

## 第2章 派遣学生

### (取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究科にあつては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

### (出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願出しなければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

### (派遣の許可)

第5条 派遣学生の願出があつたときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めるときは、当該他の大学等の長に必要な書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

### (履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めるときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

### (在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

### (履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

### (授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(平和・国際担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

### 第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。)の学生にあつては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第16条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第 17 条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校の場合は、本学での授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに 1 単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

(1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第 18 条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

#### 第 4 章 雑則

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和 47 年広島大学規程第 32 号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

#### 附 則(平成 25 年 11 月 19 日規則第 94 号)

この規則は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。

## 4 広島大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)

広島大学学位規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条―第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条―第 14 条)

第 5 章 雑則(第 15 条―第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。

3 第 2 条第 3 項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料 57,000 円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから 1 年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。

4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、相当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。

5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第 5 条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員 3 人以上からなる審査委員会を設ける。

2 教授会は、第 2 条第 3 項に定める試問を行うため、試問委員 3 人以上からなる試問委員会を設ける。

3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第 6 条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。

3 前項の試問については、外国語は 2 種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1 種類のみとすることができる。

4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第 7 条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから 1 年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を 1 年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第 8 条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第 9 条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

- 2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 教授会において必要と認めるときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

- 2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

#### 第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

#### 第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)



第 15 条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

- (1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。
- (2) その名誉を汚辱する行為があったとき。

2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。  
(学位記及び申請書等の様式)

第 16 条 学位記及び第 4 条第 3 項の申請書等の様式は、別記様式第 1 号から別記様式第 7 号までのとおりとする。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 15 年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第 2 条第 3 項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

#### 附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条第 1 項関係)

—略—

別表第 2(第 3 条第 2 項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学研究科	法学	法学
	経済学	経済学
	学術	学術
	マネジメント	マネジメント
理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学
	薬科学	歯学
	看護学	薬学
	保健学	学術
	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学
	学術	看護学
	公衆衛生学	保健学
工学研究科	工学	工学
	学術	学術
生物圏科学研究科	農学	農学
	学術	学術
国際協力研究科	学術	学術
	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

別表第 3(第 3 条第 3 項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
法務研究科	法務博士(専門職)

—別記様式略—



## 5 広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 4 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの

(2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 入学料免除申請書(別記様式第 1 号)

(2) その他学長が必要と認める書類

第 3 条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者

(2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第 2 号)に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して 14 日以内に提出しなければならない。

3 第 1 項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(1) 4 月入学者 当該年度の 8 月末日

(2) 10月入学者 当該年度の2月末日

4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予)

第3条の2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第3条の3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 授業料免除申請書(別記様式第3号)

(2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生の授業料免除については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第 6 条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

- (1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額
- (2) 授業料の各期ごとの納付月前 6 月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前 1 年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。
- (3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額
- (4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の 12 分の 1 に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第 1 項第 2 号の取扱手続については、第 5 条第 2 項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第 7 条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 授業料の各期ごとの納付月前 6 月以内(入学した月の属する期分は入学前 1 年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の取扱手続については、第 5 条第 2 項の規定を準用する。

3 第 1 項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

- (1) 前期分 当該年度の 8 月末日
- (2) 後期分 当該年度の 2 月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第 7 条の 2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第 8 条 第 7 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の 12 分の 1 に相当する額とする。

2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第 4 号)に第 5 条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第 9 条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 東日本大震災において本人又は学資負担者が被災した場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、当分の間、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(略)

#### 附 則(平成 24 年 9 月 18 日規則第 123 号)

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

—別記様式略—

## 6 広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 22 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 32 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

第 2 条 長期履修を願い出できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限(研究科にあっては標準修業年限)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

(1) 職業を有し、かつ、就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で、学修時間の確保が著しく困難であるもの

(2) 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの

(3) 本学フェニックス入学制度により入学した者

(長期履修の期間)

第 3 条 長期履修の期間の最長年限は、通則第 6 条又は大学院規則第 10 条に規定する在学年限の範囲内で、各学部又は各研究科において定める年数とする。

(手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、前期は 4 月 1 日から 4 月 15 日までに、後期は 10 月 1 日から 10 月 15 日までに、所定の長期履修願を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の規定による願い出があったときは、当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て、学長が許可する。

3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属学部等の長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第 5 条 在学途中における長期履修への変更は、所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし、卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

2 既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし、履修期間の延長は認めないものとする。

3 在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は 1 回に限るものとする。

4 履修形態の変更に係る手続は、前条に準じて行うものとする。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 28 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。



## 7 広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあつては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあつては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

第 6 条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 22 年 3 月 5 日 一部改正)

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

—別記様式略—

## 8 広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては通則第 11 号各号に規定する者、大学院にあつては大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認められたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学料 28,200 円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第 6 条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第 2 条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前 2 条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(授業料)

第 7 条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに 1 単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成 20 年 12 月 16 日規則第 172 号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第 8 条 現職教育職員については、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第 9 条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第 10 条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第 11 条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第 12 条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第 13 条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めたときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第 14 条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めたとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 24 年 8 月 30 日規則第 119 号)

この規則は、平 24 年 8 月 30 日から施行し、この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は、平成 24 年 7 月 9 日から適用する。

—別記様式略—



## 9 広島大学学生表彰規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第 3 条 理事(教育担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第 4 条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

- 2 審査会の構成員は、別に定める。
- 3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

- 2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第 7 条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第 8 条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 51 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 10 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(平成 18 年 4 月 18 日規則第 91 号)

広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項の規定並びに広島大学大学院規則第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則第 24 条において準用する広島大学通則第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の大学院又は専攻科の学生で本学の入学試験の成績若しくは本学における学業成績が特に優れているもの又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたもの(以下「成績優秀学生」という。)に対する奨学制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 成績優秀学生に対する奨学制度の名称は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップとする。

(方法)

第 3 条 奨学の方法は、成績優秀学生として決定された年度の後期分の授業料の全額免除とする。

(対象者)

第 4 条 授業料の免除対象者は、大学院又は専攻科の学生で、成績優秀学生として決定されたものとする。

(候補者の推薦枠)

第 5 条 学長は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ実施要綱(平成 18 年 4 月 3 日学長決裁。以下「実施要綱」という。)に定める基準に基づき、研究科又は専攻科(以下「部局等」という。)ごとに成績優秀学生候補者の推薦枠を決定し、部局等の長に通知するものとする。

(候補者の選考)

第 6 条 部局等の長は、成績優秀学生候補者を選考するため、選考委員会を設置する。

2 部局等の長は、実施要綱に定める選考のガイドラインに基づき選考基準を定め、公表するものとする。

3 部局等の長は、前項の選考基準に基づき成績優秀学生候補者を選考し、学長へ推薦するものとする。

(成績優秀学生の決定)

第 7 条 学長は、部局等の長からの推薦に基づき、成績優秀学生を決定する。

(表彰)

第 8 条 学長は、成績優秀学生を表彰するものとする。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの実施に関し必要な事項は、実施要綱の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 18 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(略)

附 則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 7 号)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 19 年度以前に入学した学部の学生に係る広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの取扱いについては、この規則による改正後の広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 11 広島大学学生懲戒指針

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

## 広島大学学生懲戒指針

広島大学(以下「本学」という。)における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

### 1 趣旨

この指針は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 41 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号。以下「専攻科規則」という。)第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 懲戒の趣旨

学生の懲戒は、教育的指導の観点から退学、停学又は訓告をもって行うものとする。

### 3 懲戒の要否等の決定

通則第 40 条(大学院規則第 41 条及び専攻科規則第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒に相当する行為の存否、懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生の事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

### 4 懲戒の対象として検討する事件事故

#### (1) 懲戒等の目安

- ① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合  
退学又は停学
- ② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合  
停学又は訓告
- ③ 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合  
訓告
- ④ 前 3 号のいずれにも該当しない場合  
学部等の指導(学部長嚴重注意等)

#### (2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

#### (3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

#### (4) 懲戒の具体例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は、「悪質性」も「重大性」も認められるため、原則として①に該当するものとする。

イ 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の行為が既遂に達したものと認定できる場合は、原則として「悪質性」が認められるため②に該当するものとする。

ウ 過失犯が重大な結果を招来した場合は、原則として③に該当するものとする。

エ 悪質な道路交通法違反(飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等)については、原則として②に該当するものとし、比較的軽微な道路交通法違反(駐車違反、一時停止違反等)については、①から④のいずれにも該当しないものとする。

オ 交通事故については、その結果が重大であった場合(重大な人身事故又は物損事故)に限り、原則として③に該当するものとする。

ただし、悪質な道路交通法違反による場合でその結果が重大であったときは、①に該当するものとし、相手方に与えた損害が軽傷又は物損でその結果が重大でないときは、②に該当するものとする。

カ 飲酒運転については、運転者が飲酒していることを承知の上で同乗した学生は、当該学生が運転していた場合に受ける懲戒に準じた処分とする。

キ 学生の不正受験については、②に該当するものとする。

#### (5) 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け、又は学部等の指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、前記(1)の基準を超える重い処分をすることができるものとする。

### 5 懲戒の手続き

#### (1) 事件事故の報告

学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する学部及び研究科の長(以下「学部長等」という。)は、速やかに学長に通報するとともに、事実関係の調査に努め、その結果を学長に報告するものとする。

#### (2) 審査会

ア 学長は、学部長等から報告のあった事件事故の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めたときは、原則として審査会を設置するものとする。

イ 審査会は、副学長(学生支援担当)、関係学部等の長及びその他の学部等の長若干人で組織するものとする。

ウ 審査会は、関係学部等による事実関係の調査及び調査報告について、必要に応じて説明及び追調査を求めることができるものとする。

エ 審査会は、関係学部等による調査報告に基づき、当該事件事故に係る学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び懲戒の内容等について審議し、その結果を学長に報告するものとする。

#### (3) 審査結果の通知

学長は、審査会から報告のあった審議の結果を当該学生が所属する学部長等に通知する。

#### (4) 懲戒の審議

ア 学部長等は、学長からの通知に基づき、当該学生の懲戒について教授会の審議に付し、その結果を学長に対して報告するものとする。

イ 学長は、審査会からの報告及び学部等からの意見の双方又は一方が懲戒を提案するものであるときは、当該学生の懲戒について教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮問するものとする。

(5) 学生の意見陳述機会の確保

学長は、評議会への諮問に際し、懲戒の対象とされる学生に対して懲戒の提案がある旨を通知し、懲戒に対する口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(6) 懲戒の決定

学長は、評議会での審議を踏まえ、学生の懲戒について決定する。

(7) ハラスメントに関する取扱い

学長は、広島大学ハラスメントの防止等に関する規則に基づき評議会が学生の懲戒等が相当と判断したときは、審査会を設置する。

(8) 不正受験に関する取扱いの特例

ア 学生の不正受験が発覚した場合は、学部長等は、教授会等の議を経て、学長に対して懲戒についての意見を提出するものとする。

イ 学長は、学部長等からの意見を踏まえて、評議会に諮問して懲戒を決定する。この場合、審査会は設置しないものとする。

(9) 職員の守秘義務

学生の懲戒に関する事項に係わった職員には、守秘義務があるものとする。

6 事実関係の調査

(1) 関係学部等による事実関係の調査には、原則として当該学生からの事情聴取を行わなければならない。

ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、関係学部等は、その旨を審査会に報告するものとする。

また、当該学生が刑事法上の身柄拘束を受けているなど、事情聴取ができない場合は、事情聴取が可能となるまでの間、関係学部等は、最終の調査報告を留保するものとする。

(2) 関係学部等は、事実の存否及び周辺事情の認定にあたって、当該学生の確認を得なければならない。

ただし、事実を認定するための証拠が伝聞であり、かつ当該学生が異議を述べている場合には、同人の供述よりも信用するに足るべき他者の供述が得られたなど、特別な状況があるときに限り、懲戒の対象となる行為があったものと認定できるものとする。

7 処分の執行

(1) 停学の種類

ア 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

イ 3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

(2) 無期停学の解除

無期の停学の解除は、学部長等からの申し出により、学長が評議会に諮問して行う。

(3) 停学に伴う学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。

(4) 停学中の受験及び履修手続き等

ア 有期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、当該学生に対し期末試験の受験又は履修登録を認めるものとする。

イ 無期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、処分を開始したセメスターの期末試験のみの受験を認め、履修登録は各セメスターごとの登録を認めるものとする。

ウ 期末試験の期間中に不正受験が発覚し、これを理由として停学の処分を決定した場合において、当該期末試験の期間中に処分を開始するときは、前記ア及びイに係わらず、当該期末試験の受験は認めないものとする。

## 8 懲戒に関する情報の取扱い

### (1) 告示

学長は、学生を懲戒したときは、当該学生が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式)により学内に告示するものとする。

### (2) 証明書类等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

### (3) 推薦書類等への記載の禁止

学生の就職、進学に際して、指導教員等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

## 9 雑則

この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この指針は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この指針の施行前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

(略)

### 附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

1 この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この指針の施行の日前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、この指針による改正後の広島大学学生懲戒指針の規定にかかわらず、なお従前の例による。

—別記様式略—



## 12 広島大学学生生活に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則 2 号)第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第 2 条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第 3 条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第 4 条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第 5 条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が 2 学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年 5 月末日までに、第 1 項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前 3 項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 団体の名称

(2) 団体の目的

(3) 連絡先

(4) 代表責任者の氏名

(5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第 6 条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として 3 日前までに、学部の施設の場合にあつては当該学部の長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 使用目的

(2) 日時及び場所

(3) 責任者の氏名

(4) 参加人員(学外者の人員を含む。)

(掲示及び立看板等)

第 7 条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示，立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については，次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は，所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は，所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは 1 平方メートル以内，立看板の大きさは 2 平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は 3 週間以内とし，この期間を経過した掲示物及び立看板は，掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず，配付責任者において回収し，その散乱防止に努めること。

(放送等)

第 8 条 学生又は学生団体が，学内において，拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は，授業，研究及び診療等に支障を来すことがないように十分配慮しなければならない。

(準用)

第 9 条 この規則の規定は，大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第 10 条 この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この規則は，平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成 7 年広島大学規程第 4 号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は，この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は，この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は，この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。



## 13 広島大学学生証取扱細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生証取扱細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学学生生活に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき、学生証の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第 2 条 学生は、入学、転学部若しくは転学科をしたとき、又はその有効期間が経過したときには、所属の学部又は研究科で、所定の学生証(別記様式)の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

第 3 条 学生証には、本学指定の形式による本人の写真を掲載しなければ有効と認めない。

(有効期間)

第 4 条 学生証の有効期間は、発行の日から学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限の末日までとする。

2 修業年限又は標準修業年限を超えて在学し、前項に規定する有効期間が経過した後には交付する学生証の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 通則第 22 条第 1 項又は大学院規則第 32 条第 1 項の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められている者は、発行の日から当該履修を認められた期間の末日までとする。

(2) 前号以外の者は、発行の日から 1 年間とする。ただし、発行時において休学を許可されている者にあつては、発行の日から当該許可された休学期間の終了後 1 年を経過する日までとする。

(提示)

第 5 条 学生証は、本学職員の要求があれば、いつでもこれを提示しなければならない。

(取扱い)

第 6 条 学生証は、他人に貸与してはならない。

第 7 条 学生証は、学生が学籍を離れたとき、又は有効期間を経過したとき、速やかに発行者に返さなければならない。

(再交付)

第 8 条 学生証を紛失したときは、速やかに紛失始末書を添えて、再交付を願い出なければならない。

(準用)

第 9 条 この細則(第 4 条ただし書を除く。)の規定は、研究生(外国人研究生を含む。以下同じ。)及び科目等履修生に準用する。この場合において、第 2 条中「学部又は研究科」とあるのは研究生にあつては「学部、研究科、原爆放射線医科学研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設」と、第 4 条本文中「学部にあつては広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 4 条に定められた修業年限、研究科にあつては広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 6 条から第 9 条までに定められた標準修業年限」とあるのは研究生にあつては

「許可された研究期間」と、科目等履修生にあつては「許可された履修期間」と読み替えるものとする。

- 2 前項の規定により、研究生及び科目等履修生に対して学生証を交付するときは、それぞれ研究生又は科目等履修生の表示をするものとする。

(雑則)

第 10 条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現に旧広島大学学生証取扱細則(昭和 31 年 9 月 14 日制定)に基づき交付されている学生証の取扱いについては、第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成 23 年 10 月 18 日 一部改正)

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行の際現にこの細則による改正前の広島大学学生証取扱細則に基づき交付されている学生証は、その有効期限内に限りその効力を有する。

—別記様式略—

## 14 広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 130 号)

広島大学ピア・サポート・ルーム規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 56 条の規定に基づき、広島大学ピア・サポート・ルームの設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 広島大学(以下「本学」という。)の学生が、学生生活上の諸問題に対処するに当たり、学生同士が気軽に相談し、互いに助け合う学風を醸成するよう、学生ボランティアが学生の相談に応じるため、本学に広島大学ピア・サポート・ルーム(以下「ピア・サポート・ルーム」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 ピア・サポート・ルームは、学長が選考した次に掲げる者で組織する。

- (1) 本学が実施する広島大学ピア・サポーター養成セミナーを受講した本学学生のうち、ボランティアとして学生の相談を受ける者(以下「ピア・サポーター」という。)数十人
- (2) 本学が実施する広島大学ピア・アドバイザー養成セミナーを受講した本学大学院生のうち、ボランティアとしてピア・サポーターに助言をする者(以下「ピア・アドバイザー」という。)若干人
- (3) 本学の専任教員及び相談活動に精通した学外の者のうち、ピア・サポーター及びピア・アドバイザーに対し専門的な見地から指導・助言を行う者(以下「専門アドバイザー」という。)若干人

2 ピア・サポーター及びピア・アドバイザーの任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 専門アドバイザーの任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 4 条 ピア・サポート・ルームに室長を置き、専門アドバイザーで、本学の専任教員のうちから学長が任命する。

2 室長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(設置場所)

第 5 条 ピア・サポート・ルームは、学生プラザ 4 階に設置する。

(開室時間)

第 6 条 ピア・サポート・ルームの開室時間は、原則として、通則第 9 条に規定する休業日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(事務)

第 7 条 ピア・サポート・ルームに関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、ピア・サポート・ルームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 22 年 5 月 14 日規則第 104 号)

この規則は、平成 22 年 5 月 14 日から施行し、この規則による改正後の広島大学ピア・サポート・ルーム規則の規定は、平成 22 年 4 月 6 日から適用する。

## 15 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)

広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、就学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第 3 条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第 4 条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育・国際室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第 5 条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の就学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第 6 条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 7 条 支援に関する事務は、学生総合支援センター並びに所属学部等を支援する東広島地区運営支援部の支援室及び霞地区運営支援部学生支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 26 年 7 月 14 日規則第 74 号)

この規則は、平成 26 年 7 月 14 日から施行し、この規則による改正後の広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則の規定は、平成 26 年 6 月 1 日から適用する。

## 16 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について (申合せ)

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

### A 理念

この特別措置は、広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、身体等に障害のある学生に対して、試験等の評価基準は変更しないが、その伝達方法及び回答方法等について、当該学生の障害に応じて変更を加え、その学生の不利益にならないようにするために定める。

### B 特別措置の対象者

次のいずれかに該当する者

- 1 入学試験(大学入試センター試験を含む)において特別措置を講じた者
- 2 障害者手帳の交付を受けている者、あるいはそれと同程度の障害を有する者
- 3 通常の授業の受講の様子から、担当教員が特別措置を必要と認めた者

### C 特別措置の内容・方法等

以下の特別措置の内容・方法等を基準として、具体的には、当該学生及びチューター(指導教員)と授業担当教員が協議して決める。

#### 【視覚障害者(点字使用者)】

- 1 出題形式は、①点字 \*1, ②普通文字の読み上げ, ③録音テープの再生, ④フロッピーディスク \*2, などによる。
- 2 解答形式は、①点字 \*1, ②口頭, ③テープ録音, ④ワープロ \*3, などによる。
- 3 上記 1 及び 2 のそれぞれの①～④は、さまざまな組合せを可能とする。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

#### 【視覚障害者(弱視者)】

- 1 希望があれば、問題用紙や解答用紙を拡大コピーする。(拡大倍率は当該学生と協議して決める)
- 2 当該学生の必要性に応じて、弱視レンズ、拡大読書器、補助照明器具等の使用や、ワープロによる解答等を認める。
- 3 窓際の明るい座席を希望する場合は、その座席を保証する。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 出題形式や解答形式、試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

#### 【聴覚障害者】

- 1 問題用紙に印刷されない、口頭による説明がある場合は、当該学生に対しては、紙に書いたものを渡すか、黒板に書く。
- 2 試験時間・終了の指示が明確に伝わるようにする。
- 3 必要に応じて、手話通訳者を配置するか、筆談によるコミュニケーションを図る。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 コミュニケーションの方法や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

#### 【上肢機能障害者】

- 1 解答形式は、必要に応じて、①ワープロ \*4, ②口頭 \*5, ③テープ録音, ④代筆 \*6, などによる。
- 2 自筆解答による場合は、必要に応じて、解答用紙を拡大したり、自由記述形式 \*7 などによることも可能とする。
- 3 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 4 解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

### 【体幹機能障害者】

- 1 座位を保つことが不可能又は困難な場合は、別室において、当該者にとって受験しやすい状況を設定する。
- 2 解答形式は、必要に応じて、上肢障害者に準じて配慮する。
- 3 必要に応じて、介助者の同席を認める。
- 4 必要に応じて、試験時間を延長する。
- 5 上記 1 に該当しない場合でも、解答形式や試験時間の延長により、必要があれば、別室で行う。

### 【その他の障害者】

- 1 上述の障害種別に該当しない者に対する特別措置は、上述の障害種別による措置に準じて配慮するか、あるいは、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。
- 2 上述の障害を複数併せ持つ者に対しては、それぞれの障害種別による措置を参考にしながら、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して、配慮の内容・方法を決定する。

### 《一般的事項》

- 1 試験時間の延長範囲の適切さは、障害の種別や程度、問題の内容、出題形式や解答形式などにより、異なるので、一律に規定することは出来ない。  
一つの参考として、大学入試センター試験においては、
    - (1) 点字受験者に対しては一般の試験時間の 1.5 倍
    - (2) 弱視者に対しては 1.3 倍
    - (3) 体幹機能障害により座位を保つことが困難な者、両上肢の機能障害が著しい者のうち、通常のマークシートとは別のチェック解答用紙により解答する者に対しては 1.3 倍
    - (4) 代筆により解答する者に対しては、科目により 1.3 倍又は 1.5 倍の時間延長が認められている。
  - 2 試験時間の延長にあたっては、その試験の直前又は直後の授業や試験との時間的重複が生じないように、以下のような配慮をする。
    - (1) その試験の後の授業や試験がなければ、延長分を後に追加する。
    - (2) その試験の後の授業や試験はあるが、その試験の前の授業や試験がなければ、延長分を前に追加する。
    - (3) その試験の前後とも授業や試験がある場合は、別室において、一般の受験者との間に試験の内容について交渉がもてない状況を設定して、順次、試験時間をずらして実施する。
    - (4) 一般問題とは別の問題により、時間帯や日を変えて試験を行う。
    - (5) 一般問題とは別に、レポートにより評価する。
  - 3 課題を提示してから、後日レポートを提出させる場合は、当該学生のレポート作成のための時間を考慮して、提出期日を延期するかどうかを、当該学生及びチューター(指導教員)と担当教員が協議して決める。
  - 4 当該学生の身体等の障害に関連する体調の不良等により、試験日に受験できない場合の追試等の取り扱いについては、担当教員の裁量とする。
- \* 点字により出題する場合は、普段の授業の教材等を点訳している学生に、問題の点訳を
- 1 依頼することが適切でないものについては、①教育学研究科、②広島県立広島中央特別支援学校、③広島県立点字図書館、④一般の点訳奉仕団体、などに依頼する。なお、点訳には、問題の内容や量により、時間がかかることを考慮する必要がある。

また、出題内容に図や表がある場合、その内容によっては、修正を必要とすることがあったり、触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。



点字による解答の処理については、①解答を回収した後で、本人に読み上げさせる、②普段点訳を担当している学生(出題内容を知らない者)に読み上げさせるか、又は普通文字への書きなおしを依頼する、③問題の点訳を依頼した前段の団体等に、普通文字への書きなおしを依頼する、などの方法が考えられる。

- ＊ フロッピー・ディスクによる出題とは、当該視覚障害者が、パソコンの音声ディスプレイ又は点字ディスプレイによる読取りが可能な場合に、行いうる方法。ファイル様式など具体的な方法については、本人と協議する。
- ＊ 視覚障害者が漢字を含む普通文字による文書を作成できる視覚障害者用ワープロシステムがある。
- ＊ 上肢機能障害者がワープロを使う場合、通常の手でキーを叩く入力の方法以外に、くわえた(あるいは額に固定した)棒でキーを叩くなど、特殊な方法をとる者もいる。
- ＊ 肢体不自由者の中には、発音に問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れていないとスムーズに聞き取れないことがあり、通訳者を介することが必要なこともある。
- ＊ 代筆者の選定にあたって、上記＊5と同じ問題があり、普段から本人とのコミュニケーションに慣れている者を代筆者にすることが必要なこともある。
- ＊ 上肢機能障害者の中には、規定された罫線や枠の中に文字を書くことが困難な者がいる。そのような場合には、白紙の解答用紙を与え、問題番号等を明記させたうえで、自由に記述させる解答方法もある。

#### D 特別措置の周知と申請

- 1 各学部、各研究科及び専攻科(以下「学部等」という。)は、身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置の内容等について、学生及び教員に対して周知を図る。
- 2 当該学生は、特別措置を受けようとする試験科目の開設学部等の教務担当に、原則として履修登録確定後から試験日の3週間前までに申請する。(ただし、点字による出題又は代筆による解答を希望する場合は、原則として履修登録確定後から4週間前までに申請する)  
なお、不測の事態により特別措置の必要が生じた場合には、上述の期間にかかわらず速やかに申請する。
- 3 申請をうけた教務担当は、当該授業の担当教員に連絡する。
- 4 当該授業の担当教員は、必要があれば当該学生及びチューター(指導教員)と特別措置の内容・方法等について協議する。

#### E 特別措置の措置状況報告

特別措置の申請があった授業科目を開設する学部等の長は、特別措置の意義・内容の周知徹底を図るため、各学期ごとに特別措置の措置状況を取りまとめ、アクセシビリティセンター長に文書で報告する。

(注)(平成17年11月1日 一部改正)

この申合せは、平成17年11月1日から施行し、この申合せによる改正後の身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)は、平成17年7月15日から適用する。

(略)

(注)(平成20年5月14日 一部改正)

この申合せは、平成20年5月14日から施行する。

## 17 社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

社会貢献活動に従事したことに関する証明書発行要項

(趣旨)

第 1 この要項は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、社会貢献活動を行った広島大学の学生(以下「学生」という。)に対する証明書発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 この要項は、ボランティア活動、人名救助、犯罪防止、災害防止等の社会貢献活動を行った者に対して、証明書を発行することにより、学生が行う自由な社会貢献活動を支援することを目的とする。

(証明できる活動)

第 3 本学の学部、大学院又は専攻科(以下「学部等」という。)に在籍する学生が、次の各号のいずれかに規定する活動を行った場合は、所属する学部等の長(以下「所属長」という。)に別記様式第 1 号により証明書の発行を願い出ることができるものとする。

- (1) 身体に障害のある学生への勉学等支援活動
- (2) ピア・サポーターによる学生相談支援活動
- (3) 学生個人又は学生を構成員とする団体が行う特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)別表に掲げる活動
- (4) その他前 3 号に掲げる活動に準ずる活動

(所属長の推薦)

第 4 所属長は、第 3 により証明書の発行の願い出があった場合は、その内容を検討の上、別記様式第 1 号により、学長に推薦するものとする。

(証明書の発行)

第 5 学長は、所属長の推薦により、別記様式第 2 号により証明書を発行するものとする。

5

(取消し)

第 6 学生が虚偽の記載を行った場合又は虚偽の記載が明らかな場合は、学長は、発行時にさかのぼって証明を取り消すものとする。

(事務)

第 7 証明書の発行に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

7

(準用)

第 8 この要項の規定は、研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生に準用する。

8

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 20 年 1 月 15 日 一部改正)

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

—別記様式略—



## 18 期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
  - (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。なお、教養教育科目のうち、専門教育科目として登録申請した科目は、専門教育科目として扱う。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒指針(平成 16 年 4 月 1 日学長決裁)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1 及び 2 に準じて取り扱う。

(注)(平成 18 年 3 月 14 日 一部改正)

- 1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 教養的教育科目及び専門的教育科目の期末試験等における不正行為の取扱いについては、この改正による改正後の期末試験等における不正行為の取扱いについての定めにかかわらず、なお従前の例による。

## 19 広島大学研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 5 2 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者

第 3 条 研究生を志願する者は、学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第 4 条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第 5 条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第 6 条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の 15 日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第 1 条の規定を準用する。

- (1) 研究生研究継続許可願
- (2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学金は、徴収しない。

(入学金)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき 29,700 円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

- (1) 研究の実があがらないと認められるとき。
- (2) その本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料，入学料及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料，入学料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条第1項、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料，入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成24年5月15日規則第103号)

この規則は、平成24年5月15日から施行し、この規則による改正後の広島大学研究生規則附則第3項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

—別記様式略—

## 20 広島大学外国人研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号)

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 5 2 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。))を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認められた者

第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
- (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
- (6) 医師の健康診断書

(受入れの許可)

第 4 条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第 5 条 外国人研究生の研究期間は、1 学期又は 1 学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第 6 条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の 30 日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

(1) 外国人研究生研究継続許可願

(2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第 7 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならない。

(研究料)

第 8 条 外国人研究生は、1 月につき 29,700 円の研究料を研究期間に応じ 6 月分ずつ(研究期間が 6 月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第 9 条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第 10 条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第 11 条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して 3 月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第 12 条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第 13 条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第 14 条 研究留学生については、第 3 条及び第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第 3 条第 3 号及び第 5 号に掲げる書類及び第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第 3 条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第 7 条及び第 8 条の規定を適用しない。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和 47 年広島大学規程第 5 号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。
- 3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第 3 条、第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 12 日規則第 4 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。



## 21 広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(財務担当)決裁)

広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学構内駐車場利用規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 115 号)第 9 条の規定に基づき、広島大学東広島キャンパス構内(以下「構内」という。)における自動車及び二輪車(以下「車両」という。)の交通規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において「自動車」とは、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいい、「二輪車」とは、同法に規定する自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

2 この細則において「部局等」とは、構内に所在する学部、研究科、研究院、図書館、教養教育本部、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、大学経営企画室、監査室、理事室及び東広島地区運営支援部をいう。

(入構制限)

第 3 条 構内に自動車により入構しようとする者は、入構の許可を受け、広島大学(以下「本学」という。)が発行する職員証、学生証又はパスカードのいずれか及び構内駐車証(以下「構内駐車証等」という。)を所持していなければならない。

2 前項に定める入構の許可は、部局等に所属する者にあつては当該部局等の長、その他の者にあつては関係の部局等の長が行う。

3 前項の規定にかかわらず、本学の公用車、消防車等の緊急自動車、構内を警備する自動車その他本学の業務上及び安全管理上、必要があると認められる自動車に対しては、理事(財務・総務担当)(以下「理事」という。)が入構の許可を行うことができる。

(構内駐車証等の交付申請資格)

第 4 条 前条第 1 項に定める構内駐車証等の交付申請資格者は、次に掲げる者とする。

(1) 部局等に所属する職員(障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で自動車による通勤届出があり、かつ、自動車任意保険のうち「対人賠償保険」(以下「任意保険」という。)の契約を締結をしている者又はその保険の被保険者となっている者。ただし、次に該当する者は除く。

イ 下見職員宿舍又はががら職員宿舍に居住している者

ロ 県道馬木八本松線、県道吉川西条線、市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者

(2) 部局等に所属する学生(研究生等を含む。以下同じ。ただし、この号において、障害者手帳の交付を受けている者を除く。)で任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で、副学長(学生支援担当)が定める安全教育(以下「安全教育」という。)を受講しているもの(構内駐車証等の交付までに受講する者を含む。)。ただし、次に該当する者は除く。

イ 学部学生の 1 年次生及び 2 年次生

ロ 池の上学生宿舍又は国際交流会館に居住している者



- ハ 県道馬木八本松線，県道吉川西条線，市道下見御菌宇線及び構内境界線に囲まれた地域に居住している者
- (3) 商用等のため構内を訪れる業者
- (4) 部局等に所属する職員又は学生のうち障害者手帳の交付を受けている者で，次に該当するもの。
  - イ 職員にあつては，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者
  - ロ 学生にあつては，任意保険の契約を締結している者又はその保険の被保険者となっている者で，安全教育を受講しているもの
- (5) 本学における教育，研究又は診療等のため学外から構内を訪れる者
- (6) その他教育研究の遂行のため特に必要があると理事が認めた者  
(構内駐車証等の申請が可能な期間等)

第 5 条 次の各号に掲げる者が構内駐車証等の交付を申請できる期間は，当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 前条第 1 号から第 3 号までに該当する者 次に掲げる期間
    - イ 毎年理事が定める日から 4 月 15 日まで
    - ロ 毎年理事が定める日から 10 月 15 日まで
    - ハ 4 月 16 日以降及び 10 月 16 日以降(ただし，駐車場に余裕がある場合のみ申請できるものとする。)
  - (2) 前条第 4 号から第 6 号までに該当する者 随時
- 2 構内駐車証等の種類及び交付申請手続の方法等は，別紙第 1 のとおりとする。
- 3 前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者から自動車による構内への入構の申し出があつた場合は，部局等の長は，当該各号に規定する期間を限度として，当該申し出た者に構内駐車証等を貸し出すことができる。
- (1) 業務上自動車を使用する必要があると認められる者 1 週間
  - (2) 本学構内での営繕工事等により自動車による入構が必要な者 1 月
  - (3) 疾病等により自動車を使用する必要があると認められる者 3 月
- 4 前条の規定にかかわらず，自動車により入構しようとする当日に次の各号のいずれかに該当するときは，関係の部局等の長の許可を得たものとみなす。
- (1) 部局等以外に所属する本学の職員が，一時的に自動車により入構するため，ゲート管理要員に身分を証明できる書類等を提示し，その用務を申し出て，認められたとき。
  - (2) 所用のため構内を訪れる外来者又は商用等のため構内を訪れる業者が，一時的に入構するため，用務を申し出て，認められたとき。
- (経費等)

第 6 条 自動車による入構及び駐車整理業務に要する経費については，自動車による入構の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の負担とし，その負担金(以下「利用者負担金」という)は，自動車による入構及び駐車整理業務に要する最低限度の費用相当額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず，本学は，午後 9 時から翌日午前 6 時までの入構及び駐車整理業務等に要する経費及び構内の安全管理に必要な経費を負担する。
- 3 第 1 項に規定する利用者負担金の額は次の表のとおりとし，日割り計算は行わないものとする。

区分	金額
1 第4条第1号から第3号までのいずれか又は第6号に該当する者 (1) 駐車場を利用する期間1年	6,500円
(2) 駐車場を利用する期間半年	3,500円
2 第4条第4号又は第5号に該当する者	無料
3 パスカード再発行(1枚)	500円

4 特別の事情により前項の表第1項第1号及び第2号に規定する期間の構内駐車証等を申請できない者であって、部局等の長が認めたものは、駐車場を利用する期間に応じた構内駐車証等を申請することができるものとする。この場合における利用者負担金の額は、駐車場を利用する月数に500円を乗じた額に事務手数料500円を加えた額とする。

5 利用者負担金は、本学が指定する金融機関の口座への振込、給与からの控除又は現金による納付のいずれかの方法により納付するものとする。

6 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者から所定の様式により、納付した利用者負担金の返還の請求があったときは、当該各号に規定する額を当該利用者に返還するものとする。ただし、当該返還の請求が、入構を中止する日が属する年度の3月末日までに受理されなかった場合は、この限りでない。

(1) 構内駐車証等の交付までに、申請者が当該申請を取下げた場合 納付した額

(2) 第4条及び第5条第1項第1号に規定する構内駐車証等の交付に係る要件を満たしていないことにより不交付となった場合 納付した額

(3) 構内駐車証等の交付後に構内に自動車により入構する必要がなくなったため、利用者が、当該構内駐車証等をその有効期限内において未使用のまま本学に返却した場合 納付した額

(4) 錯誤による納付があった場合 第3項に規定する利用者負担金の額を超えて納付した額

(5) 職員が部局等から本学の他の地区等に異動又は他の機関に転出した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(6) 学生が休学又は卒業した場合 入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(7) その他理事が認めた場合 納付した額又は入構を中止する日が属する月の翌月から構内駐車証等の有効期限の末日が属する月までの月数に500円を乗じた額

(構内駐車証等の貸与等の禁止)

第7条 構内駐車証等の交付又は貸与を受けた者は、構内駐車証等を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は構内駐車証等の記載事項を変更してはならない。

(構内駐車証等の有効期限等)

第8条 構内駐車証等の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの間を限度とする。ただし、臨時構内駐車証にあっては、当日限りとする。

(ゲートの運用)

第9条 自動車により入出構できるゲート及び時間等については、別紙第2のとおりとする。

(遵守事項)

第10条 構内において車両を運転する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歩行者の安全を第一とし、構内に設置した道路標識及び道路標示に従って運転すること。

(2) 構内駐車証は、運転席前面に置くこと。

- (3) 構内では、時速 20 キロメートル以内を厳守し、騒音には特に注意すること。
- (4) 駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車又は駐輪しないこと。
- (5) 外来者用駐車場には、外来者以外駐車しないこと。
- (6) 身障者用駐車場には、身障者以外駐車しないこと。

(指導及び取締り)

第 11 条 構内の車両の交通指導及び取締りは、理事が指定する者(以下「交通指導員」という。)が行うものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 車両を運転して入構した者が、この規定に違反した場合は、次に掲げる措置を採ることができる。

(1) 違反車両については、別紙第 3 の告知書をのり付けした上、当該車両を固定する。

(2) 違反回数が 3 回以上の者については、以後車両による入構を禁止する。ただし、構内駐車証等を偽造させる等悪質な者については、直ちに車両による入構を禁止する。

2 前項第 1 号の規定により車両を固定された者は、学生にあつては指導教員又はチューター、職員にあつては部局等の長、学外者にあつては用務先の部局等の長の固定解除承諾書を交通指導員に提示の上、固定解除を受けるものとする。

(放置車両に対する措置)

第 13 条 長期間にわたり構内に放置された車両については、1 月間警告措置を採った上、撤去するものとする。ただし、撤去に要した費用は、当該放置車両所有者の負担とする。

(事故処理等)

第 14 条 この細則に定めるもののほか、構内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場その他構内における車両の盗難等の事故については、本学は一切責任を負わない。

(臨時の規制)

第 15 条 緊急事態が発生した場合又は本学の行事等を行う場合は、この細則にかかわらず、臨時の構内交通規制等を行うことができる。

(雑則)

第 16 条 この細則に定めるもののほか、東広島キャンパスの構内交通に関し必要な事項は、理事が定める。

#### 附 則

1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行の際現に旧広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する要項(平成 11 年 3 月 9 日全部改正)に基づいて許可されている者は、この細則に基づき許可された者とみなす。

(略)

#### 附 則(平成 26 年 11 月 20 日 一部改正)

この細則は、平成 26 年 11 月 20 日から施行し、この細則による改正後の広島大学東広島キャンパスの構内交通に関する細則の規定は、平成 26 年 6 月 1 日から適用する。

—別記様式略—

## 22 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第 2 項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第 3 条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第 4 条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第 5 条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。

3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。

- 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
- 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めるときは、これを行う。
- 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

第 6 条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。

- 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

第 7 条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

第 8 条 学長は、前 2 条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

- 2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 旧広島大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成 11 年広島大学規程第 12 号。以下「旧規程」という。)により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったハラスメントに関する相談業務等の行為は、この規則により置かれたハラスメント相談員及び同専門相談員が行ったものとみなす。
- 3 旧規程により設置されたハラスメント調査会については、この規則に基づき設置されたものとみなす。

附 則(平成 17 年 1 月 18 日規則第 2 号)

この規則は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。



## 23 広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(平成 22 年 3 月 5 日理事(教育担当)決裁)

広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 25 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(以下「共通授業科目」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数等)

第 2 条 共通授業科目として開設する授業科目、単位数等は、別表のとおりとする。

2 授業時間割及び履修方法等は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第 3 条 各共通授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験及び実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して理事(教育担当)が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(開設)

第 4 条 共通授業科目は、研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設又は理事室に置くセンター若しくは室をいう。以下同じ。)が開設できるものとする。

2 共通授業科目を開設しようとする研究科等は、その授業計画を作成し、理事(教育担当)の承認を得るものとする。

(履修手続)

第 5 条 学生は、共通授業科目を履修しようとする場合は、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合限り、当該共通授業科目担当教員の承認を得て、履修を認めることがある。

(単位の取扱い)

第 6 条 学生が修得した共通授業科目の単位は、所属する研究科の履修基準により、当該研究科の修了要件単位に算入することができる。

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、共通授業科目に関し必要な事項は、理事(教育担当)が定める。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 27 年 2 月 24 日 一部改正)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条第1項関係)

区分	科目名	単位数	開設研究科等	
基礎	アドバンスト・イングリッシュ I	2	外国語教育研究センター	
	プレ・アカデミック・イングリッシュ II	2		
	人文社会系キャリアデザイン I (キャリア理論)	1	グローバルキャリアデザインセンター	
	人文社会系キャリアデザイン II (キャリア開発)	1		
	理工系キャリアデザイン 1 (コミュニケーション, プレゼンテーション)	1		
	理工系キャリアデザイン 2 (ファシリテーション)	1		
	ストレスマネジメント	2		
	実務マネジメントーキャリア開発の視点からー	1		
	リーダーシップ手法ーキャリア開発の視点からー	1		
	長期インターンシップ	2		
	論文英語修辞学	2		ライティングセンター
	科学者のためのプレゼンテーション術	2		
	文明共存論	2	総合科学研究科	
	英米社会論 (国際関係)	2		
	コア科目 A(現代リスク論)	2		
	コア科目 B(現代リスク論)	2		
	コア科目 A(総合情報論)	2		
	コア科目 B(総合情報論)	2		
	コア科目 A(文明と環境)	2		
	コア科目 B(文明と環境)	2		
	コア科目 A(創造と想像)	2	総合科学研究科	
	コア科目 B(創造と想像)	2		
	総合人間学	2	文学研究科	
	学術文章の書き方とその指導法ー大学教員を目指してー	2	教育学研究科	
	グローバル法政特論 (地球市民と平和)	2	社会科学研究科	
	理学融合基礎概論 B	2	理学研究科	
	社会実践理学融合特論	2		
	科学コミュニケーション概論	1		
	研究倫理 (Research Ethics)	1		
	コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科	
	MOT とベンチャービジネス論	2	工学研究科	
	技術戦略論	2		



	知的財産及び財務・会計論	2	
	技術移転論	2	
	MOT and Venture Business	2	
	Technology Transfer	2	
	学術ボランティア演習	1	生物圏科学研究科
	生命倫理ディベート演習	1	
	General Biosphere Science (1)	2	
	General Biosphere Science (2)	2	
	生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科
	国際関係特論	2	国際協力研究科
	環境管理技術特論	2	
	経済開発政策特論	2	
	教育開発特論	2	
	アジア文化特論	2	
	平和と安全	2	
	恒久的平和と文化	2	
専門	サステナブル物質科学	2	先進機能物質研究センター
	サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
	生命科学概論	2	先端物質科学研究科
	Practical work on writing reports and presentation (1)	2	生物圏科学研究科
	Practical work on writing reports and presentation (2)	2	
	科学教育開発基礎論	4	国際協力研究科
	能力開発特論	2	

## 24 学業に関する評価の取扱いについて

平成18年4月1日  
副学長(教育・研究担当)決裁

### I 学部学生の学業に関する評価について

#### 1. 授業科目の成績評価及び到達度の評価について

##### (1) 授業科目の成績評価

次のいずれか又は併用によるものとする。

- ① 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

- ② 0~100点の点数評価とする。

60点未満は不合格とする。

##### (2) 到達度の評価

教育プログラムが詳述書で定めた学習の成果の評価項目と評価基準に基づき, 到達度の評価は, 「極めて優秀」, 「優秀」及び「良好」の3段階評価とする。

#### 2. 平均評価点(GPA : Grade Point Average)について

本学共通の平均評価点(GPA : Grade Point Average)の算出方法等については, 以下の方法によるものとする。

[計算式]

$$\text{平均評価点} = \frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{総登録単位数} \times 4} \times 100$$

- (1) 平均評価点は, 小数点第3位以下を切り捨てるものとする。
- (2) 各学期(直前の期)及び通年(入学後から直前の期)で計算するものとする。
- (3) 5段階評価が付されている授業科目を計算の対象とする。

### II 大学院学生及び専攻科学生の学業に関する評価について

授業科目の成績評価を行い, その評価は, 次のいずれかによるものとする。

1. 秀, 優, 良, 可及び不可の5段階評価とする。なお, 不可については, その評価が出席回数不足, 期末試験未受験等の理由による場合, 学生に対して欠席と通知することができる。

5段階評価の基準は, 100点満点で採点した場合に, 90点以上を秀, 80~89点を優, 70~79点を良, 60~69点を可とし, 60点未満は不可(不合格)とする。

2. ただし, 特別な理由により, 5段階評価により難しい場合のみ合格又は不合格の合否評価とする。

### III 認定科目について

1. 入学前に他大学等で行った学修又は修得した単位(外国語検定試験等及び編入学した場合を含む。)を本学における授業科目の履修とみなし, 単位認定する場合, 成績評価は付さない。

2. 入学後に他大学等で行った学修又は修得した単位（外国語検定試験等を含む。）を本学における授業科目の履修とみなし、単位認定する場合、原則として成績評価は付さない。ただし、協定等により成績評価を付す相応の根拠がある場合に限り、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
3. 入学前に本学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を単位認定する場合は、学部等の判断により成績評価を付すことができる。
4. 成績評価を付さない授業科目の評価欄は、認定と表示する。

#### IV 適用について

1. この取扱いは、平成27年度入学生から適用する。
2. 平成26年度以前に入学した学生の学業に関する評価の取扱いについては、この取扱いにかかわらず、なお従前の例による。

（注）（平成22年3月16日 一部改正）

この改正は、平成22年4月1日から適用する。

（略）

（注）（平成27年1月7日 一部改正）

この改正は、平成27年4月1日から適用する。

## 25 気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 13 日  
理事(教育担当)決裁

気象警報の発令，公共交通機関の運休又は事件・事故等の場合における授業(期末試験等を含む。)の取扱いについては，次のとおりとする。

第 1 授業を全学(東広島キャンパス，霞キャンパス及び東千田キャンパス)一斉休講(授業日における授業(土曜日開講のものを除く。)の休講をいう。)とする際の取扱い

1 理事(教育担当)(以下「理事」という。)の判断を必要としない全学一斉休講

広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市及び東広島市の両地域に対して 1 つ以上発令された場合は，当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし，両地域の警報が解除された場合は，解除後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

2 理事の判断を必要とする全学一斉休講

次の場合で，授業を実施することが困難であると理事が判断したときは，当日のその後に開始する授業を全学一斉休講とする。

ただし，警報の解除等で理事が授業を実施することに支障がないと判断した場合は，理事の指示により，判断後 90 分以上経過した後に開始される授業を実施するものとする。

- (1) 広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪のいずれかの警報が，広島市又は東広島市のいずれか一方の地域に対して 1 つ以上発令された場合
- (2) 広島地方気象台から，暴風，大雨，大雪又は暴風雪以外の警報が，広島市又は東広島市の両地域に対して，又はいずれか一方の地域に対して 2 つ以上発令された場合
- (3) JR 山陽本線等の公共交通機関が，事故，大雨等の災害又はストライキ等で運休する場合
- (4) 学生・職員が大学へ通学・通勤することが困難な状況が発生した場合
- (5) その他，事件・事故等が発生し，構内への立ち入りが規制された場合

第 2 第 1 以外の取扱い

第 1 の取扱いに基づき，各学部長又は各研究科長は授業を休講とすることかどうか判断することとし，決定した措置等については，速やかに理事へ報告するものとする。

第 3 その他

第 2 にかかわらず，理事が授業を実施することが困難であると判断した場合は，休講措置を講じることができるものとする。

## 26 広島大学大学院総合科学研究科院生研究室使用要領

(平成22年3月17日研究科長決裁)

(趣旨)

第1 この要領は、広島大学大学院総合科学研究科の学生（以下「院生」という。）の広島大学大学院総合科学研究科院生研究室（以下「院生研究室」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与方法)

第2 院生研究室は、院生の入学後、総合科学研究科支援室（大学院課程担当）が割り振り、指定する期間に鍵の受け渡しを行うものとする。

(遵守事項)

第3 院生研究室を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 研究の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 出火の原因になるものを使用しないこと。ただし、湯沸かし程度の電気やガスの使用はこの限りではない。
- (3) 院生研究室内では喫煙しないこと。
- (4) 院生や教員の室内外の研究環境を損なう可能性のある機器を設置・使用しないこと。
- (5) 広島大学の情報ネットワーク使用に関する規則等を遵守すること。
- (6) 割り当てられた部屋を使用するものとし、無断で変更しないこと。なお、変更を要する場合は、指導教員の指示に従うこと。
- (7) 院生研究室の鍵は厳重に保管し、鍵の複製又は他の学生等への譲渡・貸付をしないこと。なお、鍵を紛失したときは、速やかに総合科学研究科支援室（大学院課程担当）へ届け出ること。また、修了等により不要となった場合は、総合科学研究科支援室（大学院課程担当）へ必ず返却すること。
- (8) 備品は、持ち出さないこと。
- (9) 施設・設備及び備品を滅失又はき損した場合は、速やかに総合科学研究科支援室（大学院課程担当）に連絡し、その指示に従うこと。
- (10) 室内の清掃、整理、整頓を随時行い、退室時には窓の施錠、消灯、扉の施錠を行うこと。

(損害賠償)

第4 故意又は重大な過失により、施設・設備及び備品を滅失又はき損したときは、これを原状回復し、又はその損害を賠償するものとする。

(雑則)

第5 この要領に定めるもののほか、院生研究室の使用に関し必要な事項は、総合科学研究科長が定める。

附 則

この要領は、平成22年3月17日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成27年2月23日一部改正）

この要領は、平成27年2月23日から施行する。

